

令和5年12月14日(木) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	石井めぐみ	委員	中谷 絢子
副委員長	住友 珠美	〃	香西 貴弘
委員	石井 伸之	〃	望月 健一
〃	関口 博		

○委員外出席者

陳情者	岩下 摩樹
-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	生活福祉担当課長	左川 倫乙
副市長	竹内 光博	しょうがいしゃ支援課長	長田 健
教育長	雨宮 和人	高齢者支援課長	馬場 一嘉
		地域包括ケア推進担当課長	加藤 尚子
政策経営部長	宮崎 宏一	保険年金課長	高橋 昇
政策経営課長	簗島 紀章	健康まちづくり戦略室長	橋本 和美
職員課長	中道 洋平	子ども家庭部長	松葉 篤
		(兼)人権・平和担当部長	
健康福祉部長	大川 潤一	児童青少年課長	畠山雄一郎
地域包括ケア・健康	葛原千恵子	保育幼児教育推進課長	川島 慶之
づくり推進担当部長		子育て支援課長	前田 佳美
福祉総務課長	小鷹 学		
(兼)福祉交通担当課長			

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第12号 しょうがい児が18歳になったあとの夕方の居場所を求める陳情
- (2) 第93号議案 国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- (3) 第98号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算(第6号)案

(歳入のうち所管する部分、民生費、衛生費)

- (4) 第99号議案 令和5年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- (5) 第100号議案 令和5年度国立市介護保険特別会計補正予算(第3号)案
- (6) 第101号議案 令和5年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案
- (7) 第108号議案 国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- (8) 第109号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算(第7号)案

(歳入のうち所管する部分、民生費)

2. 報告事項

- (1) 富士見台2丁目遺贈地・遺贈建物利用者募集に係る公募型プロポーザルの実施について
- (2) (仮)国立市健康まちづくりプラン(素案)について
- (3) 令和6・7年度の後期高齢者医療保険料について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第12号	しょうがい児が18歳になったあとの夕方の居場所を求める陳情	5.12.14 採 択
第93号議案	国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	5.12.14 原 案 可 決
第98号議案	令和5年度国立市一般会計補正予算(第6号)案 (歳入のうち所管する部分、民生費、衛生費)	5.12.14 原 案 可 決
第99号議案	令和5年度国立市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)案	5.12.14 原 案 可 決
第100号議案	令和5年度国立市介護保険特別会計補正予算(第3号)案	5.12.14 原 案 可 決
第101号議案	令和5年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)案	5.12.14 原 案 可 決
第108号議案	国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	5.12.14 原 案 可 決
第109号議案	令和5年度国立市一般会計補正予算(第7号)案 (歳入のうち所管する部分、民生費)	5.12.14 原 案 可 決

午前10時開議

○【石井めぐみ委員長】 おはようございます。休会中の視察では皆様に御協力を頂きまして、誠にありがとうございます。類似団体ということもあり、同じような悩みを抱える、その課題解決に向かっているいろいろな施策をされているということで参考になることがたくさんあったかと思います。皆様の今後の御活動のほうに、ぜひ参考にして生かしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから福祉保険委員会を開きます。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第12号 しょうがい児が18歳になったあとの夕方の居場所を求める陳情

○【石井めぐみ委員長】 陳情第12号しょうがい児が18歳になったあとの夕方の居場所を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【岩下摩樹陳情者】 おはようございます。岩下と申します。本日は貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。

このたび提出いたしました陳情について説明をさせていただきます。私には2人の子供がおりますけれども、下の娘に知的しょうがいがあります。現在、特別支援学校の高等部3年生で、来年の3月に卒業を迎えます。卒業後は生活介護事業所へ通所予定であります。娘は幼少期に知的しょうがいがあった後も保育園、学童、放課後等デイサービス、学童までの移動支援、デイサービスの日中一時支援など多くの支援を頂いて、私は看護師として働きながら子育てをすることができました。国立市はしょうがい児とその子育てを支えてくださる支援があって本当に感謝しております。

しかしながら、18歳になって支援学校を卒業するとデイサービスが利用できなくなるため、夕方の時間帯に子供を見ていただける場所がなくなり、親が働くことが大変困難になります。作業所は多くのところが16時頃で終了となります。その後にごせる場所は、国立市内にはたまりば宙の1か所のみになっています。定員もあることから、毎日お願いできるわけではありません。

実際に来年度利用可能な日を伺ったところ、現状では週2日ということでした。ただ、利用希望にはできる限り応えようと考えてくださっていて、体制が分かったところで日数が増やせる可能性もあるというふうにはお聞きしております。しかし、たまりば宙のスペース、利用者それぞれに特性があること、個別介助が必要な場面もあることなどから、定員にも限界があるだろうと思います。たまりば宙以外にも日中一時支援の委託場所を増やしていただきたいと思っております。

たまりば宙が難しい場合には、余暇活動の一環として、ヘルパーさんをお願いをして散歩をしたり、買物をしたりしながらゆっくり自宅へ送っていただくことができないか、相談支援事業所に相談をしましたが、夕方の時間帯は利用希望者が多く、ヘルパーさんを探すのはなかなか厳しい状況であると伺いました。また、たまりば宙へお願いする場合にも、そこまでの移動もヘルパーさんに付き添っていただく必要があります。作業所が送迎してくださる場合もありますが、全ての事業所が送迎可能なわけではありません。小学生から高校生までお願いできた放課後等デイサービスは学校へ迎えに行っていたら、夕方まで見ていただけたので安心して働くことができました。本当にありがたい場所で

す。

18歳になると夕方の居場所がなくなる。これは私個人だけの問題ではありません。しょうがい児がいても共働きの家庭が増えてきて、高等部3年生の保護者は、子供の進路、作業所を決める過程の中で、4月から仕事をどうしようかというのがこの時期の共通の悩みです。自分の子ですから親が見るというのは当然ではありますが、生活もしなければなりません。そして、働くということは、生活のため以外にも社会とのつながりでもあります。しょうがいがある子を育てていくことは正直大変です。仕事に集中したり、同僚と会話をしたりすることで子育ての大変さで沈みかけた気持ちを切り替えることができたり、孤独にならずに済んだり、社会とつながることはとても大切なことだと思っています。人として、女性の生き方としても、これからも働き続けたい、そう思っています。

4月以降、どういう支援を組み合わせれば、子育てしながら仕事が続けられるのか。支援相談員さんや学校の先生、デイサービスの職員さん、生活介護事業所の方など、たくさんの方のお知恵を借りながら考えているところです。状況は厳しく、居場所がない、ヘルパーさんも頼めないとすると、仕事をやめる、あるいはさらなる短時間勤務が可能か、職場に相談することも考えなければなりません。

今回は私の娘の例でお話をさせていただきましたが、これからも毎年、同様に困る御家庭が出てくると思います。しょうがいしゃ児から18歳になった後も途切れることなく支援がつながっていくことを願います。しょうがいがある子供たちが18歳になった後も親が変わりなく働き続けられるよう、日中一時支援、新たな委託場所の検討、移動のためのヘルパーさん増員やそのほかの移動手段的な検討などをしていただきますようお願いいたします。以上で趣旨説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○【石井めぐみ委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 今回は、陳情者さんにおかれましては、貴重な陳情を提出していただきまして、本当にありがとうございます。では、何点か伺いたいと思います。作業所終了後にしょうがいがある人が過ごせる場所が今、たまりばさんが1か所ということですがけれども、要望とされまして、定員の拡充ができれば、そのほうがよろしいのか。それとも市内にもっと何か所か居場所の拡充が欲しいのか。この点について1回確認をさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○【岩下摩樹陳情者】 ありがとうございます。今回はたまりば宙の定員の増ということで、もしかしたら一時的には少し満たされるかもしれないんですけれども、これから先、同じような悩みの方が増えてくると思います。周りにも現在いますので、定員増だけでは恐らく対応ができなくなってくるだろうというふうにも思います。なので、日中一時支援の委託場所、過ごせる場所を増やしてほしいという趣旨でお話をさせていただきました。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、陳情者さんがおっしゃるように、1か所しかないというところも確かに今問題点だと私も認識させていただいているところです。場所の拡充というか、居場所をほかにも拡充してほしいということで了解いたしました。

では、次の質疑ですがけれども、ヘルパーさんの移動支援の件なんですけれども、こういった御要望がございまして、実際にヘルパー事業所に当たってみた結果、ヘルパーさんが見つからないということでもよろしいのでしょうか。その際、事業所さんからヘルパーがいない理由については、何か伺っていることとかありますでしょうか。

○【岩下摩樹陳情者】 もともとヘルパーさんの数が少ないというのは伺っています。夕方の時間帯というのが、作業所なりが終わった後、利用の希望者がやはり多い、集中するということが需要も多

い時間帯で、ヘルパーさんが出払ってしまうという現状がある中で、新しく支援に入るというのは、かなり厳しい状況ですというふうには聞いております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。私も介護畑で仕事をしておりましたので、ヘルパーさんの不足というのは、常時、喫緊の課題だなと思って取り組んでおりましたけれども、しょうがい児さん、しょうがい関係のほうも大変だということが理解できます。

それで、次の質疑なんですけれども、国立市には地域サポート型事業というのがございます。地サポと言われている、御存じだと思うんですけれども、これも使えるのではないかなと思うんですけれども、地サポについての検討とか、市に御相談というのはされたことはございますでしょうか。

○【岩下摩樹陳情者】 地サポは、制度としてはすごくいい制度だと思っています。利用できればいいんですけれども、身近にお願いできる方がおりません。御近所の方をお願いできるようなコミュニティーもつくりだしてきていませんし、保護者もしょうがいを持っているお子さんがいたりとか、お仕事をされている方が多く、私の身近なところで個人的にお願いできるような方がいないというのが現状です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。確かに仕事をしていますと、御近所付き合いがなかなかできないところもありまして、そこから地サポを使ってというのはなかなか、特にお仕事をしながら見つけるのは大変だということを理解いたしました。私からは以上でございます。

○【関口博委員】 陳情ありがとうございます。1点だけちょっとお伺いしたいんですけれども、居場所なんですけど、今、たまりば宙があるんですけれども、そこでの居場所の状況というかな、そういう同じような環境の居場所があるといいなということではないのでしょうか。それとも、もう少しこういうことがあつたりするとすごく助かるというような、そういうような御要望というのはあるのでしょうか。

○【岩下摩樹陳情者】 夕方の時間帯に同じように見ていただける日中一時支援の事業所が、ほかにも委託をしていただけるといいなと思います。たまりば宙もスペース的にあまり広くはないところなので、そこに多数のお子さん、もうお子さんではないですね、体も大きくなった大人の方になっていくので、そこに人数、たくさん入っていくことは、一人一人のスペースも限られてくる場所では、落ち着いて過ごすということを考えると、なかなか多くの定員を増やすというのは難しいと思うので、ほかにも同じように過ごせる場所をつくっていただくというのがありがたいと思います。

○【関口博委員】 分かりました。

○【香西貴弘委員】 陳情の趣旨と重なる部分があるかもしれません。重ねてお聞きする形になること、恐縮ですが、しょうがいしゃ児がしょうがい者、わずか1字変わるという中で、実際働いておられる皆様にとってはどのような困難がどれほど生じてくるのか、いま一度お聞かせください。

○【岩下摩樹陳情者】 18歳高校生までのところは、本当にいろいろな支援が手厚くある、制度的にも学童があつたり、国立ではしょうがい児の中学校の学童も始まつたりしています。放課後等デイサービスは本当にありがたい場所で、お迎えに行くヘルパーさんの役割もしてくださって、夕方まで私たちが仕事が終わるまで安全に見ていただける、本当にありがたい場所です。それがぱたっとなくなってしまうというところが、18歳を境にして、すごく大きく変化をしてしまうところで、私たちの生活自体がもう立ち行かなくなるような大きな壁になってしまっている年齢なので、そこを何とかつなげていく方法を考えていただけないかと思います。

○【香西貴弘委員】 今言われたのは、世間で言われる18歳の壁ということだと思います。分かりま

した。あとしょうがいをお持ちになっている御家族であるからこそ、皆様がこれまで、例えば平成29年6月にも陳情が出されているんじゃないかな。あと令和元年6月にも移動支援に関してのことも出されている。そういった中でつながっていていることだと私は思うんですけども、今回もですね。そういう中で、しょうがいをお持ちの御家族を抱えておられる皆様だからこそ働き続けることの意味、目的、また日頃から実感されていること、先ほど社会とのつながりということも言われていました。もちろんしょうがいがあるうがなかろうが、親が働くということは、そもそも子供は子供の人生、親は親の人生という考え方でいくと、当然のことと言えば当然のことなのかもしれません。ただし、なかなかそういったことに対する理解も進んでいるところもあれば進んでいないところもあるんじゃないかなということも私は聞いたことがあります。そうした中において、陳情者の置かれている状況の中で働くということの、すみません、難しい言い方ですが、意義についてお聞かせいただければと思います。

○【岩下摩樹陳情者】 そうですね、いろいろな思いが込み上げてくるんですけど、しょうがい児を働きながら育てていくというのは、本当に当事者じゃないと分からないよな、というところもたくさんあります。自宅に帰れば、娘は気持ちが解放されるのか、ちょっと暴れたりすることも正直あります。親に手を出すとか、たたくとか、蹴るとか、物を投げる、そういうのが日常茶飯事だった時期もあります。そういうときに、多分、私一人で家にいたら、娘に手を上げるかもしれないというふうなぐらい気持ちが追い詰められるんです。そういうときに仕事というのは気持ちの切替えができる場所でした、私にとっては。仕事に行き、職場の人と話す。そのときは仕事に集中をする。で、家に帰って、また子育て頑張ろう、子供と向き合おうというふうな気持ちで帰る。帰って、そこで、多分、その日々の繰り返しで何とかやってこられたんだというふうな、これは私自身のことになりますけれども。なので私は仕事ということがすごく生活の中で、娘を育てる上でも必要な場所でした。ちょっとお答えになっているかどうか分からないんですけど、すみません。

○【香西貴弘委員】 よく分かりました。ありがとうございます。最後です。陳情者がお考えの理想的なサービスの提供の状態というのは、どのようなことが実現している状態なのかなと考えたときに、例えば、先ほど言われていたのは、具体的に言うと4時以降。あと、帰りは、お帰りになる、つまり、迎えに行くことはできるということですかね。その間、何時ぐらいまで預かっていただけるということが前提なのでしょうか。

○【岩下摩樹陳情者】 その辺は本当に人によって様々だとは思いますが。私で申し上げれば、今、デイサービスが5時まで、そこから送迎なので、5時、5時半とか、その辺りまでつながれば、私は何とかなる。ただ、この辺に関しては、それぞれの御家庭、お仕事の事情があると思うので、何とも何時まであれば皆さん助かるということは一概には言えないかなと思います。

○【香西貴弘委員】 ありがとうございます。

○【望月健一委員】 貴重な陳情ありがとうございます。そして、胸に迫るといふか、これは本当に何とかしなければいけないと思わせる答弁、本当に苦しい思いもあると思いますけれども、こちらでお知らせいただき、ありがとうございました。

1点だけ確認をさせていただきます。移動手段の確保ということがございました。冒頭のお話では、ヘルパーさんが付き添っての徒歩による移動なのかという部分、こういった分野は車とかそういったのは含まれないんですか、移動手段の確保というのは。そこら辺を詳しく教えていただけますか。

○【岩下摩樹陳情者】 ヘルパーさんが確保できない場合には、例えば福祉タクシーとかということ

もお願いできるのかどうかとか、そういうあたりも含めての移動手段です。もし福祉タクシーというふうに言った場合に付添者がいないという、単独で乗せてもらえるかどうかとか、そういうあたりですね。発語がないので、行き先を作業所の方に伝えてもらうなど、福祉タクシーですから、もしかしたら契約の段階でどこというふうな契約になるのかもしれないんですけど、そういう単独で乗せていただけるかどうかというあたりも確認が必要で、御相談が必要かなというふうに思います。

○【望月健一委員】 分かりました。

○【中谷絢子委員】 まず、陳情ありがとうございます。1点ちょっと御質疑させていただきたいんですけども、18歳以上のしょうがいしゃが夕方はどのように、今現状、18歳以上の方がどのように過ごしているのかというのが、何に困っていて、居場所が必要ということですけども、なぜ居場所が、お仕事との兼ね合いだったりとかいうところで今お話は頂いたんですけども、何に困っているのかというところをもう少し詳しく頂けたらと思うんですけども。

○【岩下摩樹陳情者】 仕事をする間を見てほしいという方もいれば、おうちでほかの介護をしている、ダブルケアになっている方もいらっしゃる。国立市ということではなくて、私の身近なところになりますけれども、あとは18歳になる前の段階で既に困っていて、兄弟にお迎えを頼んでいるとか、朝の送り出しお願いというふうに行っているとか、ヤングケアラーみたいな状況になっている方もいたりする。ごめんなさい、これは国立市ではないんですが、身近ではそういう声もあり、多分、国立市はそういうところは支援が行き届いていて、そういう方はもしかしたら少ないかもしれないんですけども、そういう様々な家庭の事情、仕事じゃなくても事情がある方はいらっしゃると思うので、お困りのことはそれぞれ事情が違う、個別でかなり事情が違うと思います。

○【石井伸之委員】 非常に貴重な陳情を頂きまして、本当にありがとうございます。そこで他市の状況で、もしこういったケースではこういった形で支援があるとか、何か国立市で行っていない、他市で特筆するようなサービスとか、こういった支援があるとか、もしそういった情報をお持ちでしたら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○【岩下摩樹陳情者】 国分寺市なんですけれども、作業所自体が親が働いているということを考えて、開所時間を朝も夕方もそもそも長く設定をしているという作業所が昨年できました。実は娘もそこに実習に行き、お願いをできないかというふうにも言ったんですが、私も行ったんですが、子供がそこで過ごすことが第一で、そこがマッチするかどうかというのがそもそも、どこの事業所に行くにしてもまず第一なので、非常にありがたい作業所ではあるんですが、ちょっと娘には利用が難しかったということで、そうするといろいろなサービスを組み合わせ、ヘルパーさんだったり、いろいろな組み合わせで何とかつないでいくしかないという状況になるので、本当はそういう作業所が例えば時間延長をするというようなことをしていただくと移動もしなくて済みますし、非常に親としてもありがたい。慣れた場所で過ごせるということでもありがたいという思いはありますが、私の娘が行く事業所にもお願いをしてみました、毎日のことなので難しいと言われました。なので、その辺りをもし市のほうとかで関わることで改善の余地があるのであれば、非常にありがたいお話ではあります。

○【石井伸之委員】 非常に貴重な情報を頂きまして、ありがとうございます。恐縮なんですけど、国分寺市で行っている作業所さんの開所時間が延長されて、預かられている時間が延びているというところですが、夕方何時ぐらいまでそちらは預かられているか、情報をお持ちでしょうか。

○【岩下摩樹陳情者】 6時まででは少なくとも見てもらえる場所です。

○【石井伸之委員】 そうしますと、もし6時まで作業所さんで預かっていただく、また、作業がで

きる状況になりますと、結構な方々が頂いた陳情は改善に向かうというような、そういった認識はいかがでしょうか。

○【岩下摩樹陳情者】 そうするといろいろな問題が解決していくかなと思います。

○【石井伸之委員】 ありがとうございます。本当に貴重な情報を頂きまして、ありがたく思います。香西委員が質疑されていたところとちょっとかぶるんですけども、いろいろな方々がそれぞれ個別対応があるかと思えます。そういった中で、こういった移動支援、何時から何時までという時間はもちろんそれぞれかと思うんですが、遅い時間でしたら何時ぐらいまでお願いしたいとか、そういった情報はお持ちでしょうか。

○【岩下摩樹陳情者】 移動支援に関してということですか。移動支援、日中一時など過ごす場所への移動ということであれば、夕方、例えば5時ぐらいまでとかの間でカバーしていただけると可能なものかもしれないんですが、もしそういう場所がなかったとして、ヘルパーさんに余暇活動の一環として、例えば図書館で過ごすとか、そういうふうな時間をやりくりしてもらおうということだと、もう少し5時、6時という時間まで必要になる方もいらっしゃるかもしれないと思います。

○【石井伸之委員】 ありがとうございます。やはりそういったことを考えると、利用される皆さん、保護者の方々との、それぞれとの、市の担当の方とのアプローチであったり、やり取りであったり、個別対応であったり、それぞれの皆様がいろいろ抱えている事情があると思いますので、そういった丁寧な対応が一番必要かと今感じたんですが、その辺りいかがお考えでしょうか。

○【岩下摩樹陳情者】 本当にそれぞれ個別事情が、お子さんの様子も違いますし、家庭の状況も違いますので、その中でどういうふうになれば生活していけるのかというあたりのサービスの選択肢というのが見つからないと、多分、なかなか立ち行かなくなってしまうので、いろいろ選択肢がある中で、どれを利用すれば生活していけるのかというふうに考えていけるようなサービス量、種類、制度があると助かります。

○【石井伸之委員】 ありがとうございます。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対しての質疑を終わります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。関口委員。

○【関口博委員】 こういう課題というのは以前からあったんじゃないかなと思っているんですけども、今まで当局としては、こういう相談があったときにどういうふうな対応、あるいはアドバイスをしていたというのはあるのでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。しょうがいのある方の成人期における通所後の過ごし方につきましては、学齢期のしょうがいのあるお子様を育てる保護者の方々より御要望を以前から頂いておりました。市では、家族全体のウェルビーイングということを考えますと、やはり御家族の方の就労というのは非常に重要な観点だと考えておりました、しょうがいのある方御本人の支援について充実をさせていくという観点で続けてまいりました。

また今回、日中一時、たまりば宙でございますけれども、そういったところの御利用ですとか、先ほど陳情者の方もおっしゃってございましたけれども、移動支援ですとか、場合によってはグループホームですとか、御自宅でのヘルパーを使って過ごすなど、いろいろなものを使いながら過ごしていたというふうな実情でございます。以上でございます。



○【関口博委員】 市のほうもいろいろなことを考えてやっただけだと思っただけでも、ただ、陳情が出てきたということは、そういうニーズがこれから増えるだろうということも予想できるし、そういうニーズがかなりあるんだろうなと思っただけですね。今の状態では多分キャパがいっぱいになってきているんじゃないかなと思っただけですけども、今以上のものを考えているということはあるのでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 まず、日中一時支援事業につきましては、先ほど陳情者の方もおっしゃられていたとおりに思っただけですけども、曜日によって空きがあるという状況ではございますが、今後、ニーズが増大することを考えますと、定員増についても事業者側とも協議していきたいと考えております。以上でございます。

○【関口博委員】 定員増というのは、先ほど陳情者の方も言われていたけれども、スペースも確保しながらの定員増ということを考えているというような、そういうのは言っているんですか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 まず、今回、定員のボトルネックというか、課題そのものは、どちらかという支援員が少ないという状況が一番の状況かと思っただけです。確かにおっしゃられるとおり、あまり広い場所ではないので、それこそ2倍、3倍というのは、もしかして厳しいのかもしれないけれども、まずは支援員の充実というところも含めて協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

○【関口博委員】 分かりました。もう1つ、移動手段というかな、先ほど福祉タクシーとかいろいろな事業名が出てきたと思っただけですけども、市として、こういう課題に関して移動手段とか、そういうことについてどういうものがあるのか。今どういうものを、こういうときにはこういうふうにご利用してください、こういうのがありますよというのがあるかと思っただけですけども、それはどんなものがあるか教えていただけますか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 まず、ヘルパーサービスにおきますと移動支援事業ですとか、あと障害者総合支援法上の福祉サービスであります行動援護というものもございまして。いわゆる移送の手段となりますと、福祉有償運送ですとか、通常のタクシーですとか、そういったものがございまして。以上でございます。

○【住友珠美委員】 今回の陳情では2つの問題点があると考えていますが、現状がどのようになっているのか、まず確認させていただきたいと思っただけですけども、現在、国立市内で作業所終了後の夕方の時間帯にしょうがいがある人が過ごせる場所がたまりば宙さんが1か所のみということで、また定員——この定員というのは、たまりば宙さんは何人ぐらいが定員になっているんですか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 現在、たまりば宙の定員につきましては、1日当たり4名でございまして。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。1日4名ということであります。4名ということで、毎日利用できないと。今、陳情者さんのほうからは週に2日ということでお聞きしましたが、そうしますと、現在18歳以上で生活介護、いわゆる少し動ける方というのでしょうか、そうした方の生活介護事業所に通っている方というのは市内で何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 18歳以上の方で生活介護事業所に通所されている方の人数は、今現在、総数で217名となっております。そのうち在宅の方となりますと、82名となっております。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。82名通っていらっしゃるということでございますけれ

ども、例えば今、陳情者さんのように共働きしながら、働くことが、今、女性の在り方として当たり前になってきていますが、この82名の親御さんたちの置かれている状況というのは把握していらっしゃるのでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 こちら御家族の状況につきましても、実際、支給決定をする際に状況を確認しております。相談支援事業所がついている場合には相談支援事業所がモニタリングをしておりますし、そうでない場合にはセルフプランといたしまして、御自身の状況を市の職員が確認をさせていただいている状況でございます。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。それと居場所のほうで言いますと、先ほど関口委員からあったように、定員増を考えていきたいというようなお答えだったと思うんですが、逆に場所を増やすという考えというのは、市のほうはいかがお考えなんでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 現在、場所の増につきましては、市役所のほうでは考えていない状況でございます。しかしながら、先ほど陳情者の方もございましたけれども、市内の生活介護事業所の時間の延長については、今後、事業所の状況等も確認しながら、お願いができないかというところも検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○【住友珠美委員】 まさにそれを聞こうと思っていたんですけど、時間延長はぜひ呼びかけていくことが必要かなと確かに思うところです。それと、もう1つ、ヘルパーさんが今足りない状況ということでございましたけれども、移動支援を行える事業所が市内に何か所あるのか。また、ヘルパーさんが足りない原因というところはどんなことが、先ほど陳情者さんからも出ましたが、市側の考えとしては、どんなところにあるのか伺いたいと思います。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。市内の移動支援事業所は17事業所がございます。また、隣接市も含めると45事業所でございます。また、ヘルパー人材が不足している原因につきましては、こちらについては様々な要因があるかなと考えております。実際いろいろな多くの業態で人材不足が懸念されている状況ではございますけれども、一応、市としては福祉の仕事の理解促進ですとか、資格取得補助などの施策を引き続き実施することで人材不足の解消を目指していきたいと考えております。以上でございます。

○【住友珠美委員】 確かに人材不足、今回一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、そろそろ根本的に考えなければいけないときに来ているんじゃないかと痛切に思うところです。本当にこれは福祉一丸となって考えていただきたいと思うんですが、部長、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○【大川健康福祉部長】 委員おっしゃるように、とても喫緊の課題であり、かつ、今後の地域を考えると、どうしても必要な課題だと思っておりますので、これはしっかり健康福祉部でも考えまして、いろいろ知恵を借りながらですけれども、地域の協力も得ながら何とか仕組みをつくっていききたいと考えてございます。以上です。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。部長から力強いお言葉を頂きましたが、ぜひヘルパーの足りないところ、そもそもで考えていただけたらと思います。それと、そもそもで恐縮なんですけど、移動支援のためのヘルパーになるための必要な資格というのは何か要るのか。資格がないとしますと、有償のボランティアさんを活用することというのは考えられるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。移動支援従事者の資格要件は、国立市の場

合ではございますけれども、移動支援事業所に登録されていることが必要です。例えば何々初任者研修ですとか、そういったのを研修済みかどうかについては問わないというような状況でございます。

また、もう一点、ボランティアの活用につきましては、先ほど委員もおっしゃられていたとおり、地域参加型介護サポート事業が国立市にはございますので、そちらの制度も活用することができます。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。ヘルパーさん、今すぐというのは多分、今回陳情者さんは4月にはどうしても必要だという喫緊の課題だと、急を要することだと思うんです。例えば有償のボランティアさん、地サポであるならばと思ったんですが、先ほどお聞かせいただいた中では、地サポを探していることが困難だということでございました。そうしますと市のほうでそういう支援、地サポを探してくれる支援というのはどうなんですか、できるんでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 市では、地域参加型介護サポートですとか、そういった地域の力を活用した介護人材を何とか掘り起こせないかということは検討しております。引き続き、今当事者の方々からもお話を伺っている最中でございますので、何らかの手段が行えないかについては調査・研究、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○【大川健康福祉部長】 あわせまして、移動支援の研修に参加するという点に関して、現在ですと、例えば国立市民の方に限るとか、そういうような縛りといいますか、条件をつくっているんですけど、間口を広げる形で、国立で働いてくださるといような、国立市民に働いてくださるといことであれば、別にどちらの地域の方でもよろしいといような考えもあります。また、資格を国立市民の方が取って、ほかのところでやっていくといようなことも同時に考えるといようなことも含めて、今内部でも検討しています。そういった形で、少々間口を広げる形でやっていくといようなことも同時にやっていきたいと思っております。

○【中谷絢子委員】 2点質疑させてください。生活介護事業所が市内に11か所あるということでしたけれども、こちらの開所時間の延長に関して、陳情者の方ですと4月からという喫緊の課題といところで、4月までに各事業所に延長を実際、依頼していくといことでよろしいですか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 今年度中に要請といつか、まず、各事業所の実情等もございません。人材不足の状況下でございますので、各事業所の状況を確認した上で、市としては要請してまいりたいと考えております。以上でございます。

○【中谷絢子委員】 あともう一点なんですけれども、たまりば宙のような夕方以降の居場所の拡充といところでは、新規でつくっていくことが難しいとい先ほどお話があったと思っておりますけれども、何がネックで新規で開設が難しいのでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 まず、場所といところもでございます。他市の場合ですと、たまりば宙はちょっと違うんですけれども、生活介護事業所のほうで日中一時支援事業も行っている市といこともございます。ただ、そちらにほかの事業所から別の事業所に通ってこななければいけないとい状況はあまり変わりませんので、そこが必ずしも有効かどうかについては調査・研究してまいりたいと考えております。

○【大川健康福祉部長】 ちょっと補足なんですけど、こういった生活介護事業所の皆さんが共通に国立の課題として受け止めていただけるような、そういう機会をぜひつくっていききたいと思っております。あわせて、就労継続支援のA型とかB型とか、都内ですけれども、他区においては、就労継続支援の場でたまりばのような取組をしながら受入れをしているといところも聞いていますので、そう

いったことも含めて、地域でどういうふうにやっていくのかというようなことだという考えを共通認識していくような方向で働きかけを行っていきたいと思います。

○【望月健一委員】 何点か質疑をさせていただきます。先ほど陳情者様にもお尋ねした件ですけれども、まず、車での移動支援、しょうがい当事者が1人でも乗車できるようなサービス、福祉有償運送だったりタクシーだったりというのは、こういったものはできないのでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。その方の状況にもよるかとは思いますが、移動支援、もしくはヘルパー等を使わないと、御本人で例えばどこに行きたいというのをなかなか言うのが難しかったりという方もいらっしゃると思いますので、その状況によりけりだと思うんですが、やはり安全性のことを考えますと、ヘルパーを使つての利用のほうが多いのかなとは考えます。以上でございます。

○【望月健一委員】 まだ事業者さんには伺っていないんですか、この件に関して。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 福祉有償運送の事業所に関して、例えばお一人でも利用できるかどうかについては、現在のところ確認はしておりません。

○【望月健一委員】 分かりました。今後というか、すぐにでも聞いていただきたいと思います。これも確認ですが、作業所さんには既に御意見を伺っているんですか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 市内の全事業所というわけではありませんけれども、一部の事業所には確認をしております。以上でございます。

○【望月健一委員】 その中で、どういった意見が作業所側から出ましたか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。市内の事業所、全部ではございませんけれども、お伺いした事業所の中では人材不足が、今困難な状況だということでございます。例えば時間の延長をすることになりますと、まず、通常の間帯の8時間勤務の人間は終わってしまいますので、プラスして人材を確保しなければいけないと。その部分がなかなか困難ではないのかなというところは御意見を伺っております。以上でございます。

○【望月健一委員】 ここら辺から、私素人考えで恐縮なんですけど、主として人材不足の原因の1つに、私はやはり賃金の問題があるのかなとも考えております。こういった件に関して、何らかインセンティブというんですかね、そういったものは検討できないんですか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 まず、賃金の改善、処遇改善加算等を国のほうでも考えていただきまして、昨年度もベースアップ等支援加算という加算も始まりました。今回、来年度からの予定でございますけれども、報酬改定も予定されておまして、報道によりますと、処遇の部分について検討していただけるというようなこともございます。市としての支援につきましては、今、事業所向けの補助金を一部出しておりますので、その部分で処遇改善の部分を含めた何らかの方策ができないかについては研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○【望月健一委員】 そうですね。なかなかこれは財政上のこともある。難しい課題かなと思うんですけれども、部長または市長、答弁できるものありますか。

○【大川健康福祉部長】 やはり政策的には全体の中でどのように優先順位をつけていくかということがまずあると思います。その中で介護の問題、介護をしていただける方をどういうふうを増やしていくのかと。この問題は非常に大きくて、優先的だと健康福祉部としては考えておりますので、そこは今後しっかりと内部でもこちらのほうから説明ができるような言語化しつつ、何とか政策につなげていきたいと考えております。

○【望月健一委員】 改めて、これは部長に認識を再確認——これは他の委員さんも質疑されておりますが、私は、この問題は喫緊の課題であり、かつ、今後拡大していく課題であると認識していますが、その辺りの認識はいかがですか。

○【大川健康福祉部長】 まず、しょうがいをお持ちのお子さんを育てていらっしゃる親御さんの御苦労というのは、非常に大きいものだというようなことを前提でお話ししますけれども、これまではしょうがいを持つ親御さんが仕事を続けていくということに関して、なかなか一般的ではなかったという時代があったんだと思うんです。でも今はそうじゃないと。どのようなお子さんを育てても親御さんが就労する、仕事をしていく、社会とつながっていくということは非常に重要なんだと、その観点で考えていきたいと思います。あわせて、お子さん、子供であっても成人であっても、一人の人としての問題として、その方がどう感じて、どう過ごしていきたいかということがまず一義的にはすごく重要だと考えています。ですので、そのお子さんがどこでどう過ごすのかということ、何が一番いいのかというようなことをお子さんの身になって考えた上で、それが実現できるような仕組みとか、その体制を地域でつくっていくと、その1点だと思っております。以上です。

○【望月健一委員】 今の部長の答弁、大変感銘を受けるものがございました。一方で、我々市議会、そして市当局は、それを少しずつでも改善できるような手だてを考えていかなければいけないと思っています。今の部長の思いを、そして陳情当事者の思いを少しでも改善できるようなことを、少しでも改善しなければいけないと思っています。

ちょっとお尋ねしたいんですが、ヘルパーさんの問題、たしか住友委員が地サポの問題を取り上げておりましたけれども、たしか一般質問の中で、他の議員さんが地域サポート型のステーションをつくりたいみたいな、たしかそういった答弁もあったと思います。現状の市の認識をお尋ねいたします。

○【大川健康福祉部長】 私のほうでお答えした御答弁でありました。地域参加型介護サポート事業というのは、そもそもしょうがいをお持ちの当事者の方のことをよく知っている方が、身近な方がその方とやり取りをしながら実際に介護していく、生活を支援していくというようなフレームの中にあっただということなんです、それだけだとやはり解決に至らないというようなことが様々出てきているのが今の現状です。ですので、ある程度介護してほしい方と介護をしたい方、してもいいと考えていらっしゃる方をきちんと出会いをつくってコーディネートしていくような場も必要なんじゃないか。そういう議論が地域でありまして、その延長上に地サポステーション、これ仮称ですけども、そういったものをつくってやっていくというようなことがあるという考えでございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。たしかそういった当事者の声もあり、議員からの呼びかけもある地域サポートステーションですか、仮称のものができるというか、検討しているということがありましたけれども、そのような形で学生さんの活用なんかも、力を生かしていきたい、そういったお声もあったと伺っておりますが、そういうことは市としては検討されているんですか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。学生の活用とか、御協力いただきたいというところはございます。実際に市と致しましても、一橋大学の大学生——福祉系のサークルですけども——と一緒に例えば地域参加型介護サポート事業がありますよというところを御説明させていただきましたり、先日の人権月間におきましても、実際に介護されている大学生のお話を講演して、登壇していただいたりですとか、そういったところで今協働しております。

○【望月健一委員】 そういった地サポのステーション、いつ頃までに市としてはつくりたい、そういったお考えというのはありますか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 何らかつながら場というような創造ということにつきましては、なるべく早い時期に行っていきたいと考えております。それが段階的なものなのかどうかというところもございますので、そこについては、我々についても十分に慎重に検討してまいりたいと考えております。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。次の質疑に移らせていただきますけれども、たしか香西委員からも18歳の壁というお言葉もあり、陳情当事者からも18歳までと18歳になってからのサービスの違いがかなりあるというお言葉もありました。市としての受け止めをお尋ねします。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 いわゆる18歳の壁につきましては、先ほど陳情者の方もおっしゃられたとおりで、まず、大きな点は、先ほど御答弁させていただきましたけれども、通所先が早く終わってしまうというようなところが大きな問題です。実際その後、もし仮に4時で終わっても、ヘルパーが潤沢にいれば、御自分の好きな時間を過ごしていけるというようなことがございます。市としては、生活介護事業所の延長というのももちろん大事なんですけども、やはり個別支援の核であるヘルパー人材の増強については喫緊の課題だと考えておりますので、先ほど部長のほうからも答弁させていただきましたけれども、研修事業、研修補助、そういったものの拡充等も検討しながら対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○【望月健一委員】 最後にしますけれども、部長、そして課長から様々な御答弁を頂きました。やはり財政上の問題もあると思いますが、市長、総括して、陳情者に向けて答弁できることがあればお願いします。

○【永見市長】 今までの陳情者に対する質疑、それから我々に対する質疑をじっと聞かせていただきました。本当に困難な状況というのが目に見えるような、非常に有意義な時間だったなと思っております。有意義だということでもどまってしまうと、何ら意味がないわけでもございまして、何とかこの問題を半歩でも一歩でも前へ少しづつでも進めていくというようなことが必要だろうと思っております。先ほど来、部長が地サポステーションというのを、名称はこれ仮称ですけども、これも最初から大がかりなものを考えるよりは、まずは小さくてもいいから一歩を踏み出して、それがだんだんだんだん社会のニーズとともに育って行って、地域社会がそういうことを支え合っていくというようにことがまさに出来上がっていく社会をつくっていかねばいけない、このように思います。これは市がやらなければいけないことだと思っております。

一方で、東京都市長会もこの問題を非常に重く受け止めまして、来年度の東京都への重点要望の中にもヘルパー人材の不足解消へ向けた重点的な財政支援というのを様々、東京都、国に対して要望を行っております。ですから、単独で働くだけじゃなくて、これは全国的な問題です。特に高齢社会が進んでいますから、高齢者の介護人材というのも不足しています。それから、しょうがいをお持ちの方の社会進出というのもどんどん進んでいますから、これに対する人材不足というのもあります。それに加えて今、実際に介護、もしくは一緒にお住まいになっている家族の方の自立とか、生きざまというものをどう支えていくかという、そういう側面での人材というものも必要になってきます。ですから、こういう社会の大きな変化に向かって市が単独でできること、あるいは東京都、国へ向かって発信し、少しでも支援を受けながら、一遍に大きなことはできないかもしれませんが、一歩ずつ前に進めていきたい、このように思っております。

○【石井伸之委員】 市長が総括した後でちょっと質疑しづらいところがあるんですけども、ちょっと細かな部分から確認の意味を込めて質疑をさせていただきます。まず、たまりば宙の定員が4名

ということは答弁いただきましたが、今現在、登録者は数何名になっていますでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 まず、現在、登録者は28名となっております。以上でございます。

○【石井伸之委員】 ということで、まさに利用される方が非常に厳しい状況ということはよく分かります。そこで、第二たまりば宙をつくるのか、それとも定員を少しでも増やしていくのか。その辺りについては、どういった協議をされていますでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 まず、第二たまりば宙につきましては、今の段階では検討していない状況ではございます。しかしながら、今のたまりば宙についての定員の増については、今回も陳情がございましたので、事業所とよく調整しながら協議してまいりたいと考えております。

○【石井伸之委員】 ぜひとも協議をよろしくお願いいたします。そこで、陳情者の方に対する質疑にもあったんですけども、国分寺市の作業所では開所時間を延長して午後6時までというような話がございました。そういった中で、何か難しい理由とか、乗り越える壁とか、そういったものが現在の国立市における作業所については何かあるのでしょうか。その辺りはいかがでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 まず、延長につきましては、先ほども答弁させていただいておりますけれども、やはり人材不足というところが多いかなと思います。例えば生活介護事業所になりますと送迎サービスがあることが多いです。実際に例えば延長の方が一部あった場合には、送迎サービスをやりつつ、その排反する事業所のほうでも人を確保して支援をしなければいけないとなりますと、二重の人間がいないと支援ができないという状況でございますので、通常時間帯においてもなかなか福祉人材が今確保できないという状況が事業所であるというようなお話も伺っておりますので、単純に人材を増やしていくというのが難しい状況にあるのかなとは考えております。以上でございます。

○【石井伸之委員】 そういった中で、例えば作業所連絡協議会みたいな場所で、それぞれ作業所さんは特性があって、個性があって、そして長所短所と言えればいいんですかね、それぞれあると思います。そういった中でうまくやりくりであったりとか、横の連携とか、そういった形での話合いの場というのはいかがでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 今現在、国立市の障害者センターのほうで生活介護事業所のネットワークというか連絡会を行っております。定期的に実施しておりますので、市がそちらの場にお邪魔させていただきまして、実情をよくお伺いしたいと考えております。以上でございます。

○【石井伸之委員】 そういった中で、今回の陳情者の方の切実なお話であったり、様々な情報、また、福祉保険委員会における審査の状況、そういったものをぜひ伝えていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 こちらのしょうがいをお持ちの方の御家族の状況というのは逼迫して喫緊の課題だと考えておりますので、なるべく早い形で実現いただけないかということについては、私どものほうからお話しさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○【石井伸之委員】 先ほど市長から一歩でも半歩でもというようなお話があったかと思えます。今、悩まれている陳情者の方々の状況を伝えていただいて、少しでも何かしらの支援ができるようにということに向けて努力をお願いいたします。そして、ヘルパー人材不足といった中で、加藤課長のほうでシニアカレッジに類するような形でのヘルパー人材のこれからの育成というようなところで、また、今後とも努力をされるというような、そういった部分があったかと思えますが、そういった形でのへ

ルパー人材の育成、この辺りについてはいかがお考えでしょうか。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 まず、ヘルパー人材の育成につきましては、今、国立市の社会福祉協議会のほうに補助金を出ささせていただきまして、福祉業務の理解促進と人材の確保を行っていただいております。その場では、市内の方に福祉業務について御理解いただきながら、介護職員の初任者研修を昨年度から実施しておりますので、それも引き続き実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○【石井伸之委員】 以上です。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 今、質疑の中に出ましたのは、くにたち福祉サポーターのことかと思うんですけども、昨年度、市が養成する生活支援サポーターと社会福祉協議会が養成してきた福祉委員というのを統合しまして、今年度から動き始めたところです。くにたち福祉サポーターさん、まだ今年度動き始めたところなので、これから先どのように活躍していただくかというところを探っているところではあるんですけども、例えばくにたち福祉サポーターさんの中から地域参加型介護サポート事業の介護人になってもいいという方が生まれてくる可能性はあるのではないかなど考えてございます。

○【大川健康福祉部長】 あわせて、先ほど私、移動支援の研修の件をお話ししましたけれども、ヘルパーさんの初任者研修の受講に関しても補助しているんですが、そちらのほうも門戸を広げていくような形を内部でぜひ考えていきたいと思っております。以上です。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切ります。

ここで休憩に入ります。

午前11時5分休憩



午前11時19分再開

○【石井めぐみ委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは、意見、取扱いに入ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 本陳情には採択の立場で討論いたします。今回の陳情で、しょうがい当事者さん、そして御家族の切実な訴えが出された陳情であると私は重く受け止めさせていただきました。以前から議会でも様々な議員さんがヘルパー不足をはじめ、移動支援の問題点を指摘されているところですが、実際、お子さんがしょうがいを持っている親御さんが共働きで働くというのが非常に大変なんだと、陳情者さんの趣旨説明、そして文章から私は切実に伝わってきたと実感しております。特に様々な支援をうまくニーズに合わせてコーディネートしていくこと、どんな支援が足りないのか、しっかりと分析していくことが行政の役割だと考えます。

障害者総合支援法は、しょうがいのある人が基本的な人権のある個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要となる福祉サービスに係る給付、そして地域生活支援事業、そのほかの支援を総合的に行うこと、こうしたことを定めています。しかし、この陳情にありますとおり、18歳になると放課後デイサービスの利用ができなくなってしまう。しょうがいのある人が作業所から家族が帰ってくるまでの一時期過ごせる居場所も足りない状況です。ヘルパーの移動支援を受けようとしてもヘルパーさんがなかなかいない。これでは、しょうがいしゃが当たり前



暮らす、ふさわしい日常生活、そして社会生活を営むことができているとは私は言い難いと思います。

もちろん、市当局、担当課の方、しょうがいしゃ福祉に対して問題意識を持って取り組んでこられている。特に他市に比べましても、先進市として本当に努力されていることは重々承知しています。しかしながら、今回出された陳情、これを1つの契機と捉え、いま一度、どこが足りないのか、再度検討を行い、改善に踏み出してほしいと切に要望いたします。また、その際にヘルパー確保、そして時間延長など事業所が受けやすいように、経済的な面でも支援をお願いしたいと要望させていただきます。

今回、働き始めるまでの対応が決まらないといけない、本当に喫緊の課題です。しょうがいを持つ子の親御さんは小さな頃から支援を受けるため、並々ならない奮闘をされています。しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち条例を持つ国立市として、家族を丸ごと支援する体制構築、今こそ望まれています。強くこのことを要望し、本陳情は採択とし、採択の討論を終わります。

○【中谷絢子委員】 本陳情には採択の立場で討論いたします。基本理念として、国立市は、しょうがいのある人があたりまえに暮らすまち・国立市の実現とあります。例えばグループホームもありますし、作業所の終了時間の延長も可能性としてはありますが、保護者が働き続けるために、その環境を整備し、しょうがいしゃ御本人の選択肢を増やすことが必要であると考え、本陳情には採択と致します。

○【望月健一委員】 本陳情に関しましては、もちろん採択の立場から討論させていただきます。陳情者様の訴え、大変胸に迫るものがございました。そしてまた、市当局の大川部長、長田課長の答弁も感銘を受けるものがございました。我々市議会としてもしっかりとこういった事態が半歩でも一歩でも動くよう協力をしながら、前に物事を進めていきたいと思っております。

先般、福祉保険委員会におきましては、石井めぐみ委員長を先頭に武蔵野市に視察に行っていました。これはヘルパーの育成に関する視察でございます。そういった先進事例を参考にしながら、我々議会としても何ができるのかなということは今後もしっかりと考えなければならないと思っております。

また、これは陳情者様にお願いなんですけれども、もしかしたら物事は少しずつしか動かないかもしれないかもしれません。しかし、その都度、何かあれば、進んでいないじゃないかとお叱り、または御意見を本日ここにいる議員の誰でもいいと思います。または議会にまた陳情を出してもいいと思います。しっかりと声を上げていただければ幸いです。そういった意見を踏まえまして、我々は少しでも前に物事が改善できるような提案、そして要望を市に対してもさせていただきます。こちらに関しては、市長も半歩でも一歩でもという御答弁がございましたので、できる政策を今すぐにでも行っていただきたいということを要望させていただきます。本陳情に対する採択の討論とさせていただきます。

○【香西貴弘委員】 本陳情は採択でございます。まずは、陳情者が当事者として勇気を持って声を上げていただいたからこそ、今こうした様々な審査ができています。また、市内における、市内だけではないかもしれませんが、近隣を含めた状況が分かる、そうしたことなのかなと思います。まずは感謝を申し上げます。

今、私は最も根本として大切なことは、しょうがいのお子さん、また、しょうがいしゃの方御本人、さらには、その周りの保護者、もしくは御家族の方が誇りを持って生きていくことができる社会、これを実現していくこと、その環境を整備していくことこそが我々に課せられた使命である、そのよう

に私はまずしっかりと確認をしておきたい、そのように思います。

誇りを持ってということは、しょうがいがあるお子さんがいることによって、例えば働くことが非常に困難になる、肩身の狭い思いをしてしまう、こうしたことでは、まず、働いていらっしゃる方が本当に誇りを持ってと思えるでしょうか。また、そうしたことを、恐らくお子さん、また御家族は大変敏感に感じておられるのではないかと。また、そういう形でいろいろなことに出てくるのではないかなと思います。本当の意味で、先ほどウエルビーイングという言葉をされていましたが、家族としての、また、家族に支えられたその子の幸せ、これを実現するためには、やはり環境の整備は一刻も早く進めていかなければならないと思います。

時代の変遷もあります。しかしまた、財政的な裏づけをはじめ、人的なパワー、地域のリソース、そうしたものも含めた形が整っていかなければ、一足飛びに全てが実現できるということはなかなかない、これは正直あるのかなと思います。先ほど市長が一步でも二歩でもというのではなく、半歩でも一步でもと言ったことは、やはり責任者としてのある意味、現実を知っていらっしゃる方の発言なのかなと私はお聞きを致しました。そうした中で、半歩、一步を前進させるためにも今できることから行っていく。幾つかのことがしょうがいしゃ担当課からは挙げられておりました。そのことを一つ一つ、まずは進めていっていただければと思います。

引き続き、18歳の壁と言われている課題に関しましては、どうか、担当課、また担当の部におかれましては、私ども市議会に対しまして、こういった前進があった、こうしたことで進みそうだという段階になりましたら、ぜひ情報を教えていただきたい。そのようにもお願いを申し上げ、しょうがい児が18歳になったあとの夕方の居場所を求める陳情を採択とさせていただきます。

**○【石井伸之委員】** 陳情第12号には採択の立場で討論を致します。国立市は、誰もがあたりまえに暮らすまち条例の精神、そしてまた、ソーシャルインクルージョンの精神を大切にする中で、誰もが安心して安全に暮らせる国立市に向けて努力をしていくということを標榜している国立市でございます。だからこそ、誰も排除することなく、全ての方があたりまえのように暮らすことができる国立市に向けて、当局側には最大限の努力をお願いいたします。

そういった中で、健康福祉部長からは大きく優先的に、そして永見市長からは一步でも半歩でも前に進めるようにと答弁がございました。この問題の根本的な部分と致しましては、やはり作業所が残念ながら今のところ3時や4時というようなところで作業時間が終了しているという部分、この部分、制度的なところに大きな課題があると感じております。もし作業所の作業時間が延長ができて、6時、7時まで延長が可能ということになりますと、こういった課題が大きく改善に向けて前進すると感じております。もちろん、そこの部分については人的な部分、また制度的な部分、それぞれ作業所さんの様々な苦労等がございますので、もちろん一概にすぐということとは難しいかと思うんですが、それでも作業所さんの連絡協議会的な形での意見交換の場、こういったものを繰り返す中で、作業所11ある中の1つでも2つでも延長に向けて取り組んでいただく作業所が増えるように、まずは市として最大限の支援のほうをお願いいたします。

そして、直近の課題と致しましては、陳情文にもあります「たまりば宙」の状況、定員が4名のところを28名の方が登録しており、週に2日程度しか利用できないという、この直近の課題、この部分について、ぜひとも市としては、たまりば宙と協議を重ねる中で、定員が4名のところを5名、6名と増やすことができないのか。こういったところについては、今後とも丁寧な協議を重ねていただき、少しでも利用者の方が利用しやすい環境の整備に向けて努力をお願いいたします。

そして、この課題については、やはり社会全体の課題として捉えていていただきたいと思います。今困っている方々に対してどうやって市として手を差し伸べて、そして支援を行っていくか。これはもちろんしょうがいの問題だけではなく、介護であったり、様々な学校のこと等いろいろあるかと思うんですけども、そういった方々に対して、どうやって今の現状を少しでも過ごしやすい環境整備をしていくのかというところを、国立市の庁内組織全体として取り組んでいただきますように心からお願いを致しまして、採択の討論と致します。

○【関口博委員】 採択の討論をさせていただきます。陳情者の方の状況、それからまた、今、市の体制等をお聞きしまして、陳情の要望を解決するというか、少しでも改善するためには4つぐらい見えたかなと思います。それは、委員も言っていられるように生活介護事業所の時間延長、それから居場所の定員の増、それから居場所の場所を増やしてほしい、これはなかなか難しいみたいですけども、居場所を増やしてほしいということと、それからヘルパーの増員、支援してくださる人たちをいかに、地サポも新たにヘルパーの人たちが増えるような形の方策という、この4つぐらいのことが直近でできることなのかと、これはすぐにできることではないのかもしれないですけども、でも見えていることはこの4つぐらいかなと思います。そのほかにまだ見えていないもので解決できることがあるのかもしれないですけども、ぜひこのことに関して、職員の皆さん、努力していただきたいということを要望して、採択の討論とさせていただきます。

○【石井めぐみ委員長】 全委員の御意見がそろいましたので、ここで意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本陳情は採択と決しました。



## 議題(2) 第93号議案 国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

○【石井めぐみ委員長】 それでは、第93号議案国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。子ども家庭部長。

○【松葉子ども家庭部長】 それでは、第93号議案国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明をさせていただきます。今回の改正でございますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、こちらの改正に伴い、従うべき基準となっている当市の条例の規定について整備を行うものでございます。

改正内容は、議案のとおり、第35条第3項の特別利用保育及び第36条第3項の特別利用教育に関する読替規定、合計4か所の文言整理となっており、具体的に条例の意味合いが変わるものではありません。

最後に、付則でございます。本条例は、公布の日から施行することとしております。補足説明は以上となります。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【石井めぐみ委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



### 議題(3) 第98号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算(第6号)案

#### (歳入のうち所管する部分、民生費、衛生費)

○【石井めぐみ委員長】 第98号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第6号)案のうち、福祉保険委員会が所管する歳入、民生費、衛生費の一部を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第98号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第6号)案のうち、福祉保険委員会が所管する部分につきまして補足説明申し上げます。初めに、5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正は、福祉保険委員会の所管するものは追加が1件です。ベビーシッター利用支援事業負担金については、令和6年度にベビーシッター利用支援事業を実施するため、期間が令和5年度から令和7年度まで、限度額を89万4,000円とする債務負担行為を追加するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。款15国庫支出金、項1国庫負担金は、歳出の補正予算に対応し、生活保護費等負担金を増額するものでございます。項2国庫補助金は、交付決定通知に基づき、教育支援体制整備事業費交付金を追加するものでございます。

款16都支出金、項1都負担金は、歳出の補正予算に対応し、子供のための教育・保育給付費負担金を増額するものでございます。項2都補助金は、歳出の補正予算に対応し、地域生活支援事業費等補助金を増額するものでございます。

14ページから17ページにかけてが款21諸収入、項4雑入です。16ページ、17ページをお開きください。歳出の補正予算に対応し、東京都後期高齢者医療広域連合健康診査委託金を追加するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。30ページから35ページにかけてが款3民生費、項1社会福祉費です。32ページ、33ページをお開きください。決算見込みにより、障害福祉サービス費を増額するものでございます。

34ページから41ページにかけてが項2児童福祉費です。36ページ、37ページをお開きください。人事院勧告に基づく公定価格の単価増等により予算の不足が見込まれるため、保育所運営委託料を増額するものでございます。

40ページ、41ページをお開きください。項3生活保護費です。決算見込みにより、生活保護法内扶助費を増額するものでございます。

42ページから45ページにかけてが款4衛生費、項1保健衛生費です。42ページ、43ページをお開きください。带状疱疹ワクチン接種の接種率が想定を上回っていることにより、予防接種委託料を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【石井めぐみ委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には

補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。香西委員。

○【香西貴弘委員】 私は大きく7点についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

まず、1点目です。ページ5ページ、債務負担行為補正からということでベビーシッター利用支援事業負担金についてお伺いを致します。先ほどの説明に若干ありました。総体としては、金額は決して大きくないわけでありましたが、令和5年度から7年度にかけて3か年にわたってあえて債務負担行為をかけなければならない、その理由についてお伺いしたいと思います。

○【川島保育幼児教育推進課長】 ベビーシッター利用支援事業の債務負担行為について御説明させていただきます。こちら令和5年度から令和7年度までの債務負担行為という形で組ませていただいておりますが、そちらの理由につきましてですが、まず、実施の前の年度にベビーシッターの業界団体と東京都と市で、3者で協定を結ぶ必要がございます。その関係で令和5年度中に協定を結ぶ必要があるため、まず、令和5年度で予算の担保が必要なるという状況でございます。実際、令和6年度に事業を実施しまして、これは東京都から、東京都がお金を出していただく形になりますので、東京都のほうから市のほうに請求が来る形になりますので、実際、令和6年度の実績に基づいて請求が来るのが令和7年度からという形になりますので、3か年にまたがる事業ということで債務負担行為を組ませていただいております。

○【香西貴弘委員】 分かりました。この本事業、これ自体は東京都が平成30年度から実施している事業ではないかなと思うんですけども、ここ3年間での利用実績の推移、また、実際に利用されたのはどのようなときとか、場面なのかについてお伺いしたいと思います。

○【川島保育幼児教育推進課長】 こちらの事業につきましては、待機児童対策ということで実施をさせていただいておりますので、実際に保育園に入れなかった方について、窓口で御案内をさせていただいて、じゃあ使いますという方について御利用される形になっております。利用が多いのは、年度後半に向かってという形になっておりまして、年度の前半については、ここ何年か、認可のほう为空いている状況がありますので、認可保育園のほうに入っていただくことができるんですが、後半になるにつれて定員のほうが埋まっていってしまいますので、その中で少し待機になってしまう方が後半に向かって増えてくるというところで御案内の上で御利用されると、こういうケースが多いかと思っております。

○【香西貴弘委員】 ありがとうございます。続きまして、ページ33ページ、介護給付・訓練等給付事業費のところに移らせていただきます。この中で、いわゆるしょうがい者関係扶助費1億6,882万5,000円についてなんですけれども、この本扶助費はどのような方が対象となっているのかということと、あと国、東京都、国立市での財源の充当の割合というんですか、構成はどのようにしているのかをお聞きしたいと思います。

○【長田しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。介護給付・訓練等給付事業費でございますけれども、対象者と致しましては、身体障害者手帳もしくは知的の手帳、愛の手帳です。あと精神障害者手帳、あと難病の方等が利用することができるサービスとなっております。財源の割合につきましては、おおむねでございますけれども、国50%、都25%、市25%となっております。以上でございます。

○【香西貴弘委員】 分かりました。ありがとうございます。続きまして、ページ37ページ、保育所運営委託事業費からということで保育所運営委託料8,521万4,000円についてお伺いしたいと思います。

この委託料はこの段での、この金額での増となった経緯ということで、先ほど言われていたのかなと思うんですが、その点、もう一回詳しく教えてください。

○【川島保育幼児教育推進課長】 こちら増額補正させていただく理由でございますが、まず、毎年、公定価格について単価改正のほうがございます。こちら人事院勧告に基づいて人件費のほうの単価も上げてきますので、令和5年度分については、令和4年度に実は単価改正があったんですが、そこが出てきたのが予算編成後でしたので、そこについて反映をさせておりませんでした。そちらの部分が2%という形になります。今年度も人事院勧告が増で出ておりますので、そちらの2%分、やはり2%ぐらい増えるということで見込んでございますので、合計で4%分見込んでいるということを出させていただいております。あとはほかのもろもろ加算があるんですが、そちらも年度の途中で加算の対象になる園が増えてきたりということもございますので、そういった辺りを総合的に見込みまして、8,500万円ほど増額補正させていただいております。

○【香西貴弘委員】 分かりました。同じところの下のところですかね、地域型保育事業費のところとか私立幼稚園等関連経費、これは次の39ページのほうになるんですかね。この施設型給付費、こういったところも同様の反映があると見てよろしいのでしょうか。

○【川島保育幼児教育推進課長】 委員おっしゃいますとおり、人件費の増額分ですとか、あと実績の見込みの中で増額のほうをさせていただいているところでございます。

○【香西貴弘委員】 逆にこの認証保育所等運営助成事業費というところは該当にはならないということでしょうか。

○【川島保育幼児教育推進課長】 こちらにつきましては、特に公定価格という考え方はございませんので、今回補正を組ませていただいているものは、別の利用者が増えていることに伴う増ということでございますので、特に人件費増とか、そういうところではないところでございます。

○【香西貴弘委員】 分かりました。ありがとうございます。次、ページ39ページ、子ども家庭支援センター会計年度任用職員報酬等からというところで、子ども家庭支援センター事務員報酬99万3,000円についてお伺いしたいと思います。どのような職務に就いておられるのかについて一応確認させてください。

○【前田子育て支援課長】 お答えいたします。こちらの報酬については、ファミリー・サポート・センター事業の職員3名分と虐待ワーカー2名分の報酬が含まれております。そのうちケースワーカー2名分についての時間外勤務が増えたことにより増額補正を組ませていただいたものです。以上です。

○【香西貴弘委員】 今、ケースワーカー2名分ですね。時間外も増えていたということなんですが、その辺りというのは、事情といいますか、何かあれば教えてください。

○【前田子育て支援課長】 お答えいたします。背景としては、新規・継続も含みまして、虐待の対応件数が増えているということが挙げられます。令和4年度実績284件と報告させていただいておりますが、令和5年度は上半期だけで現在238件と対応件数が実際に増加しております。

また、児童相談所が受理したケースのうち、子ども家庭支援センターによる支援が適当であると判断されて児童相談所から子ども家庭支援センターに送られてくる、いわゆる逆送致と言われるような件数も実際に増えているというような状況がございます。以上です。

○【香西貴弘委員】 逆送致ですか、送られてくるということですね。ということが現実あるんだなということで、本来、他組織との連携とかも含めてなんでしょうけれども、現状の238件というところ

るに対して、今の置かれているケースワーカーさんの対応というんですかね、また、逆送致というのも先ほど言われていましたけれども、十分対応できる状況なんではないでしょうか。すみません、その辺り主観的な部分もかなり入ると思いますが。

○【前田子育て支援課長】 こちらについては、いわゆる継続・新規も含めますということで先ほどお話しさせていただきましたけれども、いろいろな関係機関が関わっている中で、継続する件数というのが非常に増えております。直接的な短時間でお答えしなければいけない件数というよりも、長い期間、子育て期間を見守っていく中で支援を継続していかなければいけない、いわゆる養育困難世帯というのも増えてきております。職員の経験年数によるところも大きいかなと思いますけれども、そこは会計年度任用職員以外にも正規職員がおりますので、全体のバランスを見ながら事業分担というのも考えていきたいと思っております。以上です。

○【香西貴弘委員】 分かりました。虐待対応と養育困難という2つの大きな流れがあるということが分かりました。ありがとうございます。

続きまして、ページ41ページ、生活保護法内扶助からというところで生活保護関係扶助費1億2,000万円について、本年の補正でこの補正がされるわけですけれども、ここでの特徴、例年との違いなど、もしあるようであれば御説明いただければと思います。

○【左川生活福祉担当課長】 今年度、このタイミングで補正を組ませていただいたんですけれども、生活保護を受けている方の増加については、例年に比べて特に多かったわけではないんですけれども、ある程度予想できたところで当初予算を組んでいたんですけれども、ちょっと今年度は重症の方がちょっと多くて医療扶助費がかなり上半期に支出が多かったという面があります。それについては、社会情勢の変化であったりとか、最近で言いますとコロナであったりとか、これからだインフルエンザの流行とかということもあって、ちょっと予測できないところがありまして、このタイミングで増額という形を取らせていただきました。

○【香西貴弘委員】 重症の方が多かったということですね。承知しました。分かりました。

続きまして、ページ43ページ、高齢者予防接種関連経費から予防接種委託料2,139万5,000円についてお伺いを致します。これはいわゆる带状疱疹ワクチン接種の費用に関してじゃないかなと思います。この委託費と認識しているんですが、今回で3回目の予算措置になるのかなと私は記憶を致します。接種希望者の見込みをどう見ているのか、合計でこれによって何人分を準備することになるのか、こうしたところを教えていただければと思います。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 お答えいたします。こちらのほうは昨年度、当初予算のほうに間に合わなかったというところがございます。というのは、東京都のほうで補助を行うということが急に決まったものですから、3月の第1号補正のほうで出させていただいたのが1回目でございます。そのときは全国平均の接種率ということで1.5%、大体1.2%から1.5%というようなデータが来ていましたが、高めに設定しておりました。ところが、国立市民の方は申込みをされる方が多うございまして、9月補正で接種率としては2.5%を組んだと。合計で900の方がお受けになれるんじゃないかと思ってお出ししたところなんです。そして今回、また3回目ということで出させていただいておりますが、合計で2,000の方がお受けになれるんじゃないかというようなことで考えてございます。今まで、6月スタートで10月までの5か月間、実際に接種のほうをされております方がおおむね850人ほどいらっしゃるというような形ですので、ちょっと多めに取って2,000人というふうな枠で考えてございます。

○【香西貴弘委員】 これ本来50歳以上の方なので、という方の中での接種率なのかなと認識しております。ただ、最近、ネットなんかでいろいろ見ていると、意外と若い人でも、若いというのは何歳なんだってあるんですけど、50歳未満の方でもこういった現象が実際起きているというところで、50歳未満の方から接種の助成はないのかみたいな声が上がったりしていることとかありますか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 ちょっとこちらのほうではそういったお声はまだ聞こえてこないところですが、確かに50代の方でも申込みされている方を見ますと、高齢者の方ばかりではないなというところは感じております。

○【香西貴弘委員】 分かりました。ありがとうございます。国の定期接種化を求めていきたいなどは思っております。

最後です。ページ45ページ、保健センター維持管理費について、光熱水費107万7,000円について伺います。光熱水費がこれだけここがと上がった理由についてなんですけど、当然電気代等の物価高騰の影響というのはあるのかなと思っております、それだけではないとお聞きしました。この辺りの要因についてお聞きしたいと思います。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 電気料金の高騰ということでもあるんですけども、それに加えて、今年度7月に館内の空調設備、冷温水発生機という冷房を使うための機械があるんですけども、そちらの故障が起きました、館内空調に加えて冷風機等を複数台常用していたという事情がございます。そのような理由で通常の電気料金より予定外にちょっと高額になってしまったというところでございます。

○【香西貴弘委員】 不具合があったということ、承知しました。その間、冷風機等をいろいろ準備をして対応した。もちろん職員の皆さんも当然のことなんですけど、そこへ来られる母子の方とか当然いらっしゃるわけですよね。そうした方々への対応は何かあったんですかね。どうなんでしょう。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 子ども家庭部と健康福祉部、両方の課が保健センターの中にありまして、いろいろ事業を行っているところでございます。それぞれお部屋の数もありますので、事業が重ならないことが多いんです。その曜日によって集中的に冷風機を使う場所があったりとか、いろいろ工夫しまして何とかしのいだというところでございます。

○【香西貴弘委員】 最後です。来年度に向けての不具合解消に向けての道筋というのはつけているのでしょうか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 業者のほうに見積りを取りまして、来年度の当初予算のほうにはつけさせていただいているところですが、これから様々また査定等、皆様から受けると思っております、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

○【香西貴弘委員】 よろしくお願ひしますということ、承知いたしました。分かりました。以上です。ありがとうございます。

○【住友珠美委員】 43ページの先ほどの香西委員に続いて、高齢者予防接種関連経費について伺いたいと思うんですが、香西委員もおっしゃっていたように50歳以下がそもそも何でこれ、私ちょっと聞いたかもしれないんですけども、50歳以上の高齢者予防接種になっているのか。この帯状疱疹ワクチン、何か高齢者、50歳以上だと重症化するとか、そういう理由なんですか。その理由を知りたいんですけども。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 細かい資料を持ってきていないのですが、当時は65歳以上とか、高齢者になられると体力が低下するというところで帯状疱疹になられる方が多いという考えがありまし



た。実際には50歳以上という形で受けられるということで、東京都のほうの枠組みでもなりましたので、そのような形にさせていただいているというところです。老化による体力の低下ということだけではなく、病弱な方もいらっしゃるかと思いますので、50歳以上ということでそのままやっております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。理解いたしました。それと帯状疱疹ワクチン、生ワクチンと不活化ワクチンですか、2種類あったと思うんですけども、今回の増額補正ではどのような内訳になっているのか教えていただけますか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 圧倒的に不活化ワクチンをお受けになられる方が多いんですけども、一応考えているのは、生ワクチンがトータルで198人という人数かなと思っております。200人ぐらいですね。不活化ワクチンのほうは1,800人ぐらいの方がお受けになるのではないかということで考えてございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。次の質疑ですが、41ページの生活保護法内扶助でございますが、先ほど重症者の伸びが大きかったということでございましたけれども、新規の方というのは伸びているのか。この辺についてはいかがでしょうか。

○【左川生活福祉担当課長】 生活保護を利用している方の世帯数の伸びについては、おおむね例年どおりという形で、今、970世帯前後となっております。この一、二年、950世帯、960世帯みたいな形で大体10世帯ぐらいの増えなので、それほどリーマンショックの頃みたいな形での増加はしておりません。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今回大きかったのが医療扶助の部分が大きかったというのは伺ったところで、重症者ということで伸びたということなんですけど、ただ、この970世帯という数字は、国立市にしてみればどうなのでしょう。大きいのか、どのように見ていらっしゃるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○【左川生活福祉担当課長】 詳細な分析を専門でしているわけではないので、かなり現場での個人的な感覚も含まれてしまうんですけども、国立市の人口規模と年齢構成を考えると、世帯数自体は大きく他市さんに比べて、他市さんのように1,200世帯とか1,300世帯みたいな形には増加しないんじゃないかなというふうには感じています。ただ、やはり高齢化は進んでいるので、年齢構成であったりとか、病気を抱えている方とかというのがどうしても増えてくるのではないかなというふうには感じております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今の課長の御答弁だと、そうすると高齢化もありますけれども、それに伴って医療扶助費が伸びてくるという考えなのかなと思いますが、その点についての何か支援策とか、そうしたことは行っていらっしゃいますか。

○【左川生活福祉担当課長】 現在、生活福祉担当のほうに保健センターから兼務辞令で保健師が配属されております。その保健師が生活保護費の支給日、毎月1日になるんですけども、その日に簡易な健診みたいな形で健康相談会という形で利用者さんにお声がけして、ちょっと不安のある方はどうですかという形で血圧を測定したりとか、体重を測定したりとか、そういうのを継続してやっているの、中にはちょっと不安があったから病院に行きたいなみたいなお話があったときは、病院の予約を手伝ったりとかという形で、大体毎月10人から15人ぐらい、そのような形で保健師の相談を受けて継続しております。それは支給日で窓口にいらっしゃる方だけじゃなくて、生活保護を受けている方の全世帯向けに周知のチラシを配って広報しております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今回、重症者の方ということですが、確かに医療費の伸びを抑えていくことというのも大事だと思いますし、健康まちづくり戦略に併せて考えますと、そうした健康を保っていただくことというのはすごい大事だと思いますので、今後ともよろしく願います。私からは以上です。

○【石井めぐみ委員長】 質疑の途中ですが、ここで昼食休憩と致します。

午後0時3分休憩



午後1時5分再開

○【石井めぐみ委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。いらっしゃいませんか。石井委員。

○【石井伸之委員】 多くの委員が既に質疑をされているところで恐縮なんですけれども、43ページの带状疱疹予防接種、ワクチン接種のところなんですけど、既に850名の方が接種をされているとの答弁を頂きました。実際にこの850人の内訳なんですけれども、生ワクチンのビケンと不活化ワクチンのシングリックス、こちらの接種を選んだ方の数というものはお分かりでしょうか。

○【石井めぐみ委員長】 分かりますか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 9月までの形になりますけれども、生ワクチンが79人で、不活化ワクチンが689です。そして、生活保護等を受けられている方々に関しましては、生ワクチンが2人、不活化ワクチンが27人ということになっております。

○【石井伸之委員】 ありがとうございます。大体そうすると、生ワクチンのビケンが1割程度で、不活化ワクチン、シングリックスのほうが9割近いというような、そういったような形になっている状況、答弁いただきました。それに合わせて、今後の生ワクチンと不活化ワクチンの割合を出していただいているということなんですけれども、こちらにつきまして、またさらなる予測の上振れということまで予測はされているのでしょうか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 今回はちょっと多めに取らせていただいておりますので、何かすごいことが起こらない限り、そんなに変わらないのかなと思います。ただ、不活化ワクチンは2回接種ということで、申し込みされた方イコール今年度にお受けになられる方というわけでもないんですね。そこら辺がちょっと予想がつかないところがございます。

○【関口博委員】 その下のところの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業というのは、これ、システム業務というのがまだ何かあるみたいなんですけれども、これはまだあるんですね。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 こちらのほうは、今年度秋接種ということで、トータルお受けになられると7回接種という形になります。今回のこのシステム改修というところでは、7回目までの行を増やしていくというようなところで考えてございます。

○【関口博委員】 分かりました。35ページの介護保険特別会計繰出金なんですけれども、これ、地域支援事業繰出金という形で出ているんですけれども、何か具体的にこういうものが増えたから足しますよというふうな形なんですか。

○【馬場高齢者支援課長】 お答えします。後ほど介護特会の補正のほうも出させていただいているところですが、地域支援事業費につきましては、主に職員人件費を中心に増額補正がされているところであり、それに対応するための一般会計負担分としての繰出金でございます。以上でございます。

○【関口博委員】　ということは、上限がありますけれども、それを超えるというようなことはないということで考えていいですか。

○【馬場高齢者支援課長】　お答えします。地域支援事業費の上限額については、今のところ超えていないと判断してございます。以上でございます。

○【望月健一委員】　端的に質疑させていただきますけど、35ページの矢川プラス管理運営費、これゼロ円なんですけど、この理由を教えてください。

○【畠山児童青少年課長】　お答えいたします。こちらは歳入がありまして、左側の行にありますけれども、953万3,000円、今回、矢川プラスの指定管理料に充当している案件がございます。そちらに合わせて、矢川プラス管理運営費の行が右側の支出のほうにありますけれども、こちらの支出が今回の補正では予定されていなかったところがございますので、ゼロというふうに記載になってございます。以上でございます。

○【望月健一委員】　分かりました。これは意見にとどめますけど、矢川プラスはすごくイベントが多くて、どうしてこれが維持できるのだろうと本当は聞きたかったんですけど、ちょっとやめておきます、今は。今度聞きます。よろしくをお願いします。

次が、介護に関しては、介護特会に関して、繰出金に関しては介護のほうで聞きます。

39ページの子ども家庭支援センター事務員報酬に関してお尋ねを致します。他の委員さんの質疑の中で、虐待の対応の件数が増えている。その結果、残業時間が増えたとのことなんですけど、どのぐらい増えたんですか。

○【前田子育て支援課長】　お答えします。件数ということで。時間外……（「時間外。まずは時間外をお尋ねいたします」と呼ぶ者あり）時間外と致しましては、ワーカー分だけなんですけれども、月平均で1人当たり約25時間、昨年度実績としては約半分ぐらいの、月平均が約12時間なので、それと比べると倍近く増えているといった状況です。（「倍近く増えてますね」と呼ぶ者あり）はい。以上です。

○【望月健一委員】　ありがとうございます。虐待の対応の件数に関しても言及がありました。たしか、数字が正しければですけど、令和4年度が284件で、令和5年度が上半期だけで238件という数字になっておりますが、これは直近の数字とかは把握されておりますか。

○【前田子育て支援課長】　直近の数字だけで申し上げると、先ほど申し上げた上半期の……（「上半期の数字ということですか」と呼ぶ者あり）はい。これが9月分までとなっております。

○【望月健一委員】　では、ちょっと教えていただきたいんですけども、児童相談所から子ども家庭支援センターに戻されるケース、逆送致という言葉がございました。児童相談所に行くというのはかなり大変なケースかなと思うんですけど、逆送致というのは大体どういった子供たちが、いわゆる子ども家庭支援センターのほうに対応をお願いされるのか。そこら辺、説明いただけますか。

○【前田子育て支援課長】　お答えいたします。逆送致なんですけど、この大半がいわゆる面前DVと言われるものが大半となっております。直接お子さんに対して何か害が及ぶものではないんですけども、お子さんの年齢に限らず、一般の常識を超えて少し過度な夫婦げんかですね、一般的に。そういったもので近隣から怒鳴り声があると、そういったことで警察なりに通告が行って、児童相談所に行ってしまうということで、そういったものの種類が大半で、子ども家庭支援センターに逆送致という形で送られてきているというようなものでございます。以上です。

○【望月健一委員】　御答弁ありがとうございます。令和5年度上半期238件というだけで、かなり

増えているなという印象を非常に持っております。以前、子ども家庭支援センターへ行ったときに、かなり職員さんがお忙しいという状況を聞くことができました。

また、以前、別の質疑の中で、日曜日は対応できないという話も伺いました。私はいわゆる重いケースに関しては、しっかりと専門職が対応できる体制を取るべきだと思っております。たしか、都か国か忘れましたが、そこら辺を専門職の民間委託する制度があったと思うんですけど、補助金もありますが、そういった制度を改めて検討できないでしょうか。

○【前田子育て支援課長】 お答えいたします。現状、土曜日は子ども家庭支援センターの職員が日中は勤務しております。夜間・休日に関しては、通常、今までは東京都の児童相談対応ダイヤル189を御案内させていただいております。どうしてもという場合は、警備員を経由して管理職に連絡が来るようなことはございましたけれども、そういった件数に関しましては、私自身で言えば、この3年間、1件ぐらいでした。

職員の負担軽減という意味では、先ほど申し上げた養育困難世帯というのが非常に増えております。虐待までには至らないけれども、やはり見守りが必要な世帯で、そういった虐待に至るまでの未然に防ぐ予防的な介入というところを今後強化していかなければいけないかなとは思っております。そういった虐待をしなければいけないような家庭を生み出さない対応というんですか、そういった意味では、妊婦の全数面接から始まりまして、妊娠期間の関わりというのを持つことが今できております。母子保健の強化も含めて、母子保健と児童福祉の相談体制の連携とか強化・充実、こういったところが今後より重点を置いてやっていかなければいけないところかなと考えております。

○【望月健一委員】 御答弁ありがとうございます。私は、その中に行政だけではなくて民間のお力もお借りしてもよいのかなと思っております。たしか、会計年度任用職員さん、当然、正規の職員さんは異動がございますし、会計年度任用職員さんもなかなか、その場所にとどまってとか、1か所にとどまってというのはなかなか、もしかしたら難しい状況もあるかもしれない。その辺りも御検討をお願いいたします。

より困難家庭の支援の中で、次の質疑に移りたいと思いますが、ショートステイ運営委託料に関連してお尋ねいたします。まず、これが増額になった理由をお尋ねいたします。

○【前田子育て支援課長】 お答えいたします。個別具体的なケースについては、ここではちょっと申し上げられませんが、平日を中心に定期的に御利用された世帯があったことによるものでございます。

○【望月健一委員】 現在のショートステイ事業ですと、6泊7日、たしかそこで一度、保護者のもとに、それが利用限度で、それ以上長期に利用したい家庭は、利用できない状況にあるとも伺っていますが、それは事実ですか。

○【前田子育て支援課長】 おっしゃるとおり、原則は6泊7日が限度とはなっておりますけれども、市が必要と認めた場合、また施設のほうで対応が可能な場合は、これまでもそこを超えて宿泊をしたりとか、時間に対しても柔軟に対応していただいているところでございます。以上です。

○【望月健一委員】 やはりこれ、例えば保護者の方が御病気になった場合とか、養育難とか様々な理由があると思います。制度としてしっかりと、例えば品川区なんかですと、14日間までそういったショートステイを認めているところもございますが、こういった事業を補助金を活用しながら行っていくべきと思いますが、いかがですか。

○【前田子育て支援課長】 お答えいたします。現状、利用状況と致しましては、8割、9割近くの

方が、1泊2日でレスパイトを中心に利用していただいております。こういったところもやはり、日頃の育児疲れなどの休養を図るものが中心となっております。ニーズとしては、そこまで超えて利用するという御家庭については、今のところないかなと考えております。

○【望月健一委員】 分かりました。分かりましたというか、なかなか実際に、他のところでヒアリングしている例とちょっとお話がずれている。ずれているというか、認識の違いがあるのかなというところで、今のお話の2つの例に関しては、今後も議会を通じて発信、要望をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○【松葉子ども家庭部長】 要支援ショート、今御質疑があったかと思いますが、区部と市町村で、自治体の大きさによって対応している件数なんか圧倒的に違います。区部のほうでは、今御質疑のあったような要支援ショートを実際に行っているようなところもあるかと思いますが、国立市のようなところでは、ショートステイとトワイライトというのが今ある中で、新たにこれを設けるというより、今ショートステイの利用率ですと4割ぐらい。トワイライトは、今ちょっと数字を持っておりませんが、そうすると、新たに準備するというより、今ある施策をうまく組み合わせる。なぜかという、自治体の規模感、財政力も違いますし、その辺りを東京都のほうに我々としても要望を上げていく。

要支援ショートもショートステイも、実施の場所というのは、これは養護施設ですとか保育園、あぁいった保育園ですとか、実施する場所というのは全部同じなんです。そうすると、今あるものをうまく組み合わせる中で使っていくということが我々の考え方としては有効ですし、この辺りは東京都のほうにもしっかりと、両方で認めていただいて補助金が取れるかということはしっかりと話をしていきたいと、そんなふうに思います。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。よろしく願いします。次なんですけども、がんのことについて。まず、43ページですね。各種がん検診関連経費についてお尋ねを致します。まず端的に、がん患者ウィッグ等の購入費助成金が増額された理由、これをまずお尋ねいたします。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 お答えいたします。9月末時点で12件の申請があったという事実がございます。今現在では18人ということになっておりますが、予算上では20人分という形で取ってございましたので、予算が不足することが予想されましたのでお出しさせていただきました。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。本日は関連した質疑は行わないつもりですけど、そもそもこのがん患者さんウィッグ等の購入費助成金、例えば、がんという病気と他の疾病に関して、私、過去におきましては、がん患者さんではない、いわゆるストーマについての助成をお願いしたこともございましたが、そもそもこのがん患者さんのウィッグ等の購入費助成金というのをつくった制度趣旨を教えてください。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 がん治療の影響による外見の悩みを軽減するために医療用ウィッグ、または乳房補正具を使用する方に対して、がん患者さんの経済的な負担を軽減するとともに、治療と社会参加の両立を図るということでこの制度をつくっているというところでございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。よく分かりました。がん患者さんの経済的負担を減らすということと、あとは以前のようにがんという病気が、言葉はうまくないですが、致命的な病気でもなくなった。少しずつなくなっている。その中で社会参加をしながら、社会生活を送りながら同時に治療をしていく。そのために必要な制度であることが分かりました。私もこのウィッグ等の購入費助成金に関しては、大変重要な制度と感じております。

かつらと、たしか国立市においては2つだと思っんですけども、私はかつら以外にも、いわゆるアピアランスケアというか、支援って必要だと思っています。かつらだと、例えばまだまだ目立ってしまう可能性がある。そのためにつけたがらない方もいると思うんです。私の経験上もそうでした。身近な方でそういう方いました。帽子とかそういったものに対して他の自治体だと広げている自治体もあるんですが、そういった検討というのは過去においてはなされなかったんですか。また、今後なされるつもりはないんですか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 毛つき帽子というのがございまして、医療用ウィッグで売られております。その帽子についている毛の部分ですね、カットもできたりとか、その方のお好みに合わせて三つ編みにできたりとかというようなことで、いろいろ変化はつけられるようでございます。医療用ウィッグの購入に対しては、この制度を使っただけということになっております。

○【望月健一委員】 例えば、アピアランスケアとか医療用というのは多分、多様だと思うんですよ。かつらとかえって目立ってしまうし、それぞれが選べる状況というのが私は必要ななと思っまして、そういったものを認めている自治体もある中で、範囲を広げただけないかと。当然、要件はあると思うんです。当然、要件はありますよ。と思うんですけど、そういったものって広げていく必要があるかと思うんですけど、東京都はまだそういったお考えは難しいんですかね。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 今のところ、そのような御意見等、まだこちらのほうには届いてございまして、また、東京都のほうの補助要綱としましても、こちらのほうで規定させていただいている頭部のウィッグ、あるいは胸部の人工乳房等、品目も決められているというところがございます。また、様々御意見がございられるかもしれないので、その都度、また研究、検討していければと思っしております。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。私これ、この問題を多分、委員会で過去においても質疑したことがございまして、その際に、実際のこの事業を利用している利用者さんに対して御意見を求めてほしいという、要望があれば求めてほしいということをお願いしました。その後の経過を教えてください。

○【石井めぐみ委員長】 補正の範囲で。

○【望月健一委員】 これ、補正、完全に内容合ってますよね。

○【石井めぐみ委員長】 内容はそうですが、補正の範囲でできれば。

○【望月健一委員】 でも、この範囲は認められている。もしあれだったら時計止めてもらっていいですよ。この範囲だったら絶対認められるはずですよ、今までの質疑では。

○【石井めぐみ委員長】 お答えを頂きます。健康まちづくり戦略室長。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 こちらのほうの受付に御家族の方も含めていらっしゃる方々、あるいは郵送によって申し込まれる方々、様々いらっしゃるころではございますが、今のところ、私どものほうで接触できている方々というのは、まだいろいろあまり聞かないでほしいというような方がほとんどというところがございます。それで、ちょっとこちらとしても、それでは病院のがんの総合相談をやっているところ、近隣で2つございますので、そちらのほうに状況をお伺いしたりしております。

また、この後も連携を、協力をしていただけるといっところでお話しさせていただいておりますので、すぐすぐ御意見が聞ける状況かというの、そのケースそのケースだと思っすけれども、寄り添った支援のほうを必要に応じてさせていただきたいと、こちらのほうも思っしております。

○【望月健一委員】 分かりました。私としては、こういった利用者さんの声を伺いながら、こういったがんの支援をやってほしいと、たしか委員会の質疑の中で、同じ項目の中でやらせていただいた。たしかそのときは……。まあ、いいや。質疑で覚えているのは、たしか、結構前向きな答弁を頂いた記憶もあるので、ちょっと質疑をさせていただきました。

なぜ制度趣旨を今回伺ったかという、様々な要望があってこういったがんのウィッグ等の支援が行われていると思うんです。それによってこの助成金が認められたと思うんですが、私としては、例えば他の自治体が認めている弾性ストッキングとか、そういった範囲にも、社会生活を送るために必要である道具だと思う、経済的支援が必要だと思うんです。そういったところまで広げてほしいと思っています。多分、委員会の審議で過去の、私、ちょっと委員長に止められそうだったんですけど、こういった審議って認めてははずなので、もしあれだったら、止めてしっかりと過去の事例を探しながらしっかりとお話をしたいなと思っています。なので、ちょっとお尋ねしたいんですけども、弾性ストッキング、そういったものは認められないんですか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 むくみを予防したりとか、血液の流れをよくするということで、弾性ストッキングというものが医療用具としてあるかと思います。こちらのほうは、療養費ということで対象になっている品目でございます、医師のほうで指示書を書いていただいて、例えば国立市役所の国民健康保険の窓口のほうに申し込みいただければ、補装具という形で療養費対象として手続きさせていただくというような流れがございます。すみません、私、担当、ちょっと課が違うんですけども。申し訳ありません。（「失礼しました。じゃ、それで結構です。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。ありますか。関口委員。

○【関口博委員】 この議案に関しては反対という。福祉保険委員会での所管のところではないところでちょっと賛成できないところがありますので、この議案については反対ということです。

○【中谷絢子委員】 同じく、ほかの委員会にかかっている案件で反対のため、本議案には反対と致します。

○【石井伸之委員】 本議案に対しては賛成の立場で討論を致します。带状疱疹ワクチン予防接種に関しましては、丁寧な対応をしていただきまして、ありがとうございます。まさかここまで接種希望者が伸びるとは私も想像しておりませんでした。そういった部分に対しては、適切な対応、丁寧な対応をしていただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、5ページのほうにありましたベビーシッター利用支援事業負担金、こちらにつきましても、御答弁いただいたように、令和5年から令和7年度まで、しっかりと予算のほうを限度額という形で計上していただいたことに対しては、非常にうれしく思います。どうしても年度後半となりますと、なかなか希望する保育園に入れず、また待機児になってしまう、そういった状況を少しでも緩和する意味でも、セーフティーネットとしてのこのベビーシッター利用支援事業はあると思いますので、この点につきましては、今後とも利用される方に対して丁寧な対応をしていただきますように、よろしくお願いを致します。以上です。

○【香西貴弘委員】 第98号議案令和5年度国立市一般会計補正予算（第6号）案、賛成の立場で討論いたします。全般を見るに、まず職員の人件費等の増減、ここでの様々これまでの異動等の反映で

しょうか。それは適宜行われているということ。また、委託費に関しましては、保育園、幼稚園等、特に国の人事院勧告に基づく反映ということで、エッセンシャルワーカーの方々、さきのしょうがいしゃのヘルパーの方々のことも、先ほどもいろいろ話題にはなっておりましたが、いわゆる福祉関係の方々への今後の待遇面での改善、これはもう喫緊の待ったなしのテーマでございまして、これが少しずつ反映されるよう、また、それを反映していっているということで、国、そして東京都との連携の中で、また、いわゆる人件費だけではなく、例えばワクチン接種で言えば、先ほどの石井委員が触れられておりました带状疱疹ワクチン接種のことに关しましてもそうだと思います。また、ベビーシッターの制度にしてもそうでございます。また、先ほどの介護給付・訓練等給付事業費、それ相応の額ではありますが、しかし、国、都、そして市との連携があるからこそ、しっかりとこうしたところで成り立っているというところでもございます。その辺りのことに関しましては、引き続き、しっかりとそうした支援を受けられるように、こうしたことを続けていっていただきたいと思ひます。

また、子ども家庭支援センターに関しましては、報酬金額というところの中から、報酬金額がどうこうではなく、その中からどのような対応をされているのか、今のこの市内における課題が見えてきたのかなとも思ひます。予防的介入ということを言われておりました。非常にこの予防的という部分がポイントなのかなと思ひます。ぜひ引き続き、ここしっかりと対応していただきたいと思ひます。

そして最後に、保健センターの維持管理費に関しましては、やはり冷温水発生機の不具合等があると。まだ解消に至ってはいないということでございますので、しっかりと予算措置をしていただきながら次の夏を迎えていただけるように、ここは全体として見ていただければ幸ひでございます。以上をもって、私、香西貴弘、第6号案に関しましての賛成の討論と致します。

○【住友珠美委員】 国立市一般会計補正予算（第6号）案には、賛成の立場で討論いたします。先ほど伺いました带状疱疹ワクチンの件でございますけれども、やはりニーズに合わせて細かく対応していることも分かりました。今後もこうした細かくニーズに合わせた対応をお願いしたいと思ひます。

それと、生活保護のことでございますけれども、今回、医療扶助費、重症者の伸びがあったといったところでございましたけれども、医療費を抑えるというよりも、皆さん健康で暮らしていける最低限度の生活を営むるところをまた着眼点に置きまして、ぜひ支援のほうをよろしく願ひいたしまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

○【望月健一委員】 本補正予算案に関しては、賛成の討論とさせていただきます。決算委員会におきましても、職員の皆様の働き方改革ということが大変話題となりました。私は民間にできる部分に関しては、特に専門職ですね、一般の事務じゃなくて専門職の事務のことに関しては民間で行ってもいいんじゃないかと思ひておりますので、そのことはまず、ショートステイ事業、そして虐待の対応とも、そういった考えを持っていることはまずお伝えをさせていただきます。

そして、がんのことをかなり今回は深掘りさせていただきました。まずはこれ、過去の同様の項目の中で、利用者さんの声を聴いてほしいということはお伝えをしています。繰り返し議会の内外でこれはお伝えをしているところなので、どういったニーズがあるかというのは、やはりしっかりと捉えて、施策に生かしていただきたいなと思ひています。

私、本当にかつらだけなのというのは非常に疑問に思ひています、正直なところ。同様の項目ですので、アピアランスケアの中のがん患者さんがいかに社会人の生活を営みながら、かつ経済的負担を減らすというこの制度趣旨に基づけば、私は範囲を広げてもよいのではないかと非常に感じております。



本日お伝えというか、質疑はしませんでした。若年層のがんの患者さんの支援ということ。事前のヒアリングでもかなり行っているということは分かりましたが、その行われていない部分、介護保険で我々、介護保険の世代、使える世代であれば、使えるサービスを若年層が使えないという問題に関しては、やはりこれは真剣に考えていただきたいなと思っています。多分、予算立てしてもそんなにかからないと思うんです。ただ一方で、国立市が最後のセーフティーネットとして、突然ターミナルの状態になった場合にどうなるのかということ。しっかりと考えていただきたいなということ。思っています。

あとは、これは議会とも御相談させていただきたいことで、これはお願いしますが、がんの対策に関して、しっかりと基本条例をつくるべきではないか、そういった時期に入っているのではないかと私は感じております。こちらをお願いいたしまして、本補正予算案に賛成討論とさせていただきます。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



#### 議題(4) 第99号議案 令和5年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案

○【石井めぐみ委員長】 第99号議案令和5年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第99号議案令和5年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案について補足説明いたします。初めに、歳入について説明させていただきます。10ページ、11ページをお開きください。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目4出産育児一時金臨時補助金は、出産育児一時金が42万円から50万円に増額されたことに伴いまして、1件当たり5,000円が交付されることとなったことから、16万5,000円を増額するものでございます。

款4都支出金、項1都補助金、目1保険給付費等交付金は、歳出における保険給付費の財源として10分の10、9,960万円を増額するものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、財源調整として512万円を増額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて説明させていただきます。12ページ、13ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員構成等の変動に伴い、28万5,000円を減額するものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、次の項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費及び1つ飛びまして、項6結核精神医療給付金、目1結核精神医療給付金につきましては、決算見込みによりまして、それぞれ7,500万円、2,380万円、80万円を増額するものでございます。項4出産育児諸費、目1出産育児一時金につきましては、財源の変更を行うものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分納付金、目1一般被保険者医療給付費分納付金及び項2後期高齢者支援金等分納付金、目1一般被保険者後期

高齢者支援金等分納付金は、過年度の納付金の精算に伴いまして、追加納付が発生したことから、一般被保険者医療給付費分納付金について3万3,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金について1万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。款7諸支出金、項1償還金及び還付金、目1償還金及び還付金は、令和4年度決算に伴います東京都の交付金について、超過交付となった分を返還するため、国・都支出金等返納金を552万5,000円増額するものでございます。以上が令和5年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の内容でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【石井めぐみ委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



#### 議題(5) 第100号議案 令和5年度国立市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

○【石井めぐみ委員長】 第100号議案令和5年度国立市介護保険特別会計補正予算（第3号）案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第100号議案令和5年度国立市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について補足説明させていただきます。初めに、歳入について説明させていただきます。10ページ、11ページをお開きください。款3国庫支出金、項1国庫負担金は、介護給付費の執行見込みに伴いまして33万7,000円を、項2国庫補助金は、地域支援事業費の執行見込みに伴いまして116万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業費の執行見込みに伴い、57万円を増額するものでございます。

款5都支出金、項1都負担金は、介護給付費の執行見込みに伴い21万円を、項2都補助金は、地域支援事業費の執行見込みに伴い59万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金は、介護給付費、事務費、地域支援事業費の執行見込みに伴いまして97万9,000円を、項2基金繰入金は、介護給付費の執行見込みに伴いまして123万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、歳出について御説明させていただきます。12ページ、13ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費は、16万5,000円を増額してございます。主な要因は、職員給料の執行見込みに伴う減額と時間外勤務手当の執行見込みに伴う増額、令和6年度介護保険制度改定に伴う介護保険システム変更のための委託料の増額によるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。款2介護給付費、項1介護サービス等諸費は78万4,000円を、項2介護予防サービス等諸費は57万円を、項5高額介護サービス等諸費は33万2,000円をいずれも執行見込みに伴い増額しております。

16ページ、17ページをお開きください。款5地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費は、280万円を増額しております。主な要因は、職員給料の執行見込みに伴う増額によるものでございます。項4一般介護予防事業費は、42万7,000円を増額しております。主な要因は、会計年度任用職員報酬の執行見込みに伴う増額によるものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。款7諸支出金、項1償還金及び還付金は、1万2,000円を増額しております。主な内容は、令和4年度介護予防・フレイル予防推進員配置事業補助金額の確定に伴う返還によるものでございます。以上が第100号議案令和5年度国立市介護保険特別会計補正予算（第3号）案の内容でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【石井めぐみ委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。望月委員。

○【望月健一委員】 まず、言葉として教えていただきたい。11ページです。11ページの中に介護予防・日常生活支援総合事業という言葉が幾つか出てきますが、こういった事業なのかを教えてください。

○【馬場高齢者支援課長】 お答えします。介護予防・日常生活支援総合事業といいますのは、平成27年度から導入されている事業でございます。それまでもございました介護予防事業、それに合わせて、旧来、要支援1、要支援2の方が利用されていたヘルパー、そしてデイサービスの保険給付につきまして、地域支援事業に移行するという事で、移行を受けたサービス事業費、これらから成り立っている事業でございます。主に生活の支援に関する部分、これはヘルパーの部分ですが、介護予防に関する部分というのは、一般的な介護予防事業や、あるいはデイサービスにおける機能回復訓練等の部分を指して言っているような、そういった事業でございます。以上でございます。

○【望月健一委員】 では、何点か、その下にもあります介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、この中身を教えてください。

○【馬場高齢者支援課長】 お答えします。こちらは地域支援事業のうち、先ほど申し上げました介護予防・日常生活支援総合事業に分類されていない総合相談事業費であったり、あるいは任意事業と言われる市町村裁量で国の定めた要綱の中で行う地域における活動、そういったものを支援するための事業といったような多岐にわたる事業でございますけれども、こちらの部分が総合事業以外の地域支援事業といったようなことになってございます。以上でございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。よく最近、話題というか、認知症の日でも言われていました認知症の有償ボランティア制度というのは、どちらの事業なんですか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 認知症高齢者生活見守り事業につきましては、地域支援事業の任意事業、介護家族者支援のところに充ててございます。

○【望月健一委員】 分かりました。後ほどまた討論で申し上げますけれども、いまいち使い勝手がよろしくないのかなと思っておりますので、その辺りは討論で申し上げます。では、よろしく申し上げます。

17ページです。総合相談事業費の中の一般職の職員給与、これは、まず内容を教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 正規職員の人件費を充ててございます。今回の増額補正は、年度当初を組んだときと職員構成比が変わったことによる増額になります。

○【望月健一委員】 総合相談に係る職員さんの人件費の増額だと思うんですけど、総合相談というのは、例えばこういった相談を行っているんですか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 高齢者の方の相談全般、介護予防に関わるもの、介護に関わ

るもの、時には生活困窮に関わるもので健康福祉部のほかの部署と連携するようなもの全般、対応してございます。

○【望月健一委員】 それは場所はどこで行っておりますか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 市役所内の地域包括支援センターで行っておりますが、窓口として、北と福祉会館とくにたち苑の施設内に窓口を、ブランチになりますけれども、設けてございます。

○【望月健一委員】 分かりました。これ、最後の質疑にしますが、こういった総合相談を市内各地で行ってほしいという要望がありますが、それに対しての受け止めに教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 現在、市役所本体での地域包括支援センターとブランチ3か所という形で行っております。今後、ブランチのほうの機能の強化ということも考えられますけれども、それ以外に、居場所、厚生労働省の言うところの通いの場というものがございますので、そこに市の職員なり専門職が出向いていたり、あるいはくにたち福祉サポーターなどの市民のサポーターさんとの連携の中で相談のほうを受け付け、対応させていただいたり、そういった形を考えてございます。

○【香西貴弘委員】 ページ、15ページの特例居宅介護サービス給付費についてということなんですけど、78万4,000円。これは給付費、サービス給付費なんですけれども、特例というふうについているこの特例の意味。どういうところが特例なんです。その辺りを教えてください。

○【馬場高齢者支援課長】 お答えします。特例居宅介護サービス給付費、そのほかにも特例地域密着型サービス給付費等々、いろいろ保険給付の種類にそれぞれ特例というのがくっついているところがございますけれども、これは基本的には、東京都なり、あるいは市町村なりの指定の基準は満たしていないだけども、各市町村の判断で必要であると認めたような事業所さん。今回の場合は市内に2事業所だったかと記憶しておりますが、東京都の指定は取っていないけれども、国立が必要と認めて保険給付の適用しているヘルパー事業所さんがございますので、そういったところでサービス提供した分について、特例居宅介護サービス給付費から給付を行っているところでございます。

申し上げましたように、例外的な事業所に対する給付でございますので、もともとの当初予算のパイが大きいというところで、上振れした場合に増額補正が必要になってきてしまったというところでございます。以上でございます。

○【香西貴弘委員】 そういった特例として認めますよというふうにやったところ、特例ではないような形に支援していくというのがいいのかよく分からないですけど、そういったことというのは何かやっていくお考えはあるんですか。

○【馬場高齢者支援課長】 お答えします。特例が適用されているいわゆる基準該当と言われている事業所につきましては、人員基準等の基準について、都道府県の基準を満たせていないという部分がございますが、これを満たせるように事業所の人員増であったり、あるいは、その他の基準を引き上げていくということになりますと、その事業所自体の個々の事情が絡んできますので、現状ではそこを各事業所のやれる範囲でやっていただいているといったような状況でございます。以上でございます。

○【香西貴弘委員】 実際は、担い手の方々のことを考える、そういうことなんだろうなと私も分かってはいるんですけど、一応。ただ、特例という言い方が何かいい響きではないというところが何となくあって、ちょっとそういうようなことをお聞きしてしまいました。以上でございます。ありがとう

ございます。

○【住友珠美委員】 1点だけ確認させていただきたいと思います。11ページ、歳入の11ページになりますけれども、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金が123万9,000円繰り入れられておりますけれども、これによって基金、総体で幾らになるのか伺いたいと思います。

○【馬場高齢者支援課長】 お答えします。すみません、今手元に細かい数字の資料は持ってきていないんですけど、私の記憶ですと、おおよそ6億3,000万円の残高が準備基金であるというところでございますが、今、補正後の準備基金取崩し額は1,700万円となっておりますので、6億1,000万円強が今年度、今の予算書上では残る金額となっております。しかしながら、第4四半期、来年の1、2、3月にどのように給付が推移するのかによって、新たに準備基金の取崩しをしなければいけないかどうかというのは、これから時勢を注視してまいりたいと考えてございます。

○【住友珠美委員】 ごめんなさい、ちょっと聞きそびれちゃったんですけど、1,700万円はもう取り崩されているのでしょうか。それとも、これから取り崩す見込みなんですか。ごめんなさいね。

○【馬場高齢者支援課長】 すみません、説明が足りませんでした。お答えいたします。1,700万円については、まだ取崩しは行っておりませんので、これから取り崩す金額となっております。以上でございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。ぜひ6億3,000万円、今、準備基金、基金のほうに積立てがありますので、介護給付費の値上げのないよう、よろしく願いいたします。以上です。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。望月委員。

○【望月健一委員】 もちろん、賛成の立場から討論をさせていただきます。総合相談に関しましては、これ、結構多数の市民の方から御要望を頂いているんですけども、市内各所で居場所事業の一環としてでも当然いいと思うんですけども、市の職員さん、または福祉サポーターと呼ばれる方たちが様々な御相談に乗れるような体制づくり、これは切にお願いいたします。それに加えての今後の居場所事業の在り方についても、後ほどの報告事項に関してで討論させていただきます。

地域支援事業ですか、に関してちょっと質疑をさせていただきましたが、認知症の有償ボランティア制度、以前より様々要望させていただいておりますが、もとの事業となった地域サポート事業ですか、先ほどの陳情でも話題となった、あれと同等の使い勝手のよい制度に——使い勝手というか、よい制度にさせていただきたいなということは、まず1点お願いいたします。こちらの認知症の有償ボランティア制度ですと、たしか、居場所事業に関連しての使い道に限定されているというイメージがありますので、それですと例えば、認知症の症状があり、かつ身体症状が現れている方ですと、ほぼ使えないですよ。なので、そういったこともまずはお伝えさせていただきながら、本補正予算には賛成いたします。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後 2 時休憩



午後 2 時 1 5 分再開

○【石井めぐみ委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(6) 第 101 号議案 令和 5 年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)案

○【石井めぐみ委員長】 第101号議案令和 5 年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第101号議案令和 5 年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)案について補足説明いたします。初めに、歳入について説明させていただきます。10ページ、11ページをお開きください。款 2 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金及び 1 つ飛びまして、款 4 諸収入、項 3 受託事業収入、目 1 受託事業収入は、広域連合から支払われる健康診査受託事業収入を一般会計で収入し、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しを行う形に予算を組み替えるものがございます。款 3 繰越金、項 1 繰越金、目 1 前年度繰越金は、財源調整として 862 万 8,000 円を増額するものがございます。

続いて、歳出について説明させていただきます。12ページ、13ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、職員構成の変動等により、職員人件費等 862 万 8,000 円増額するものがございます。以上が令和 5 年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)案の内容でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【石井めぐみ委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。中谷委員。

○【中谷絢子委員】 11ページの健康診査費受託事業収入なんですけれども、これ、予算の組替え、一般会計から後期高齢へ組替えした理由というのを教えてください。

○【高橋保険年金課長】 こちらの組換えにつきましては、インボイスに関連する対応となっております。今年度に入りまして国から、後期高齢者医療広域連合が市町村に対して高齢者保健事業を委託する場合、その委託費を対価として市町村が当該広域連合に対して行う役務提供は消費税の課税対象となるという通知がございました。この金額は 1,000 万を超えておりますので、通常ですと、後期高齢者医療特別会計は課税登録をする必要が生じます。ただ、同時に、この消費税の取扱いについての Q & A が発出されておまして、その中でこの高齢者保健事業の委託事業費については、市町村の実情に応じて一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計等の適当な会計に組み入れることとして差し支えないという通知がございました。

国立市の後期高齢者医療特別会計は、この受託事業収入以外に課税対象となるような歳入はございませんので、この費用を一般会計のほうで繰り入れることとして、課税団体としての登録を行わないこととするという、そのための組替えでございます。以上です。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



#### 議題(7) 第108号議案 国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○【石井めぐみ委員長】 第108号議案国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第108号議案国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。初めに、本条例案の主な改正内容について御説明させていただきます。福祉保険委員会資料No.74、国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の主な内容について、を御覧ください。本改正案の主な内容は2点ございます。

1 ページの1、出産する被保険者に係る国民健康保険税の軽減についてです。(1)改正内容でございますが、出産する被保険者は、産前産後期間に働くことができなくなり、世帯所得が減少することから、子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援のため、この期間に係る保険税を免除いたします。(2)でございます。改正による影響見込みでございますが、令和4年度の実績では、出産した被保険者は34名ございました。この被保険者に対しまして、今回の改正における軽減を当てはめると、保険税の軽減額は1年間で99万7,400円となります。この減額分については、法定内繰入金として一般会計から補填され、繰入額の2分の1を国、4分の1を都が負担することから、市財政におきましては4分の1、約25万円の負担増が見込まれます。該当条項は第21条及び第24条の2で、施行日は令和6年1月1日でございます。

続きまして、裏面2ページを御覧ください。2のその他でございます。地方税法等の改正に伴う所要の規定の整理を行うものでございます。該当条項は第22条、第24条第2項、附則第2項から第4項まで、第6項から第9項まで、第12項及び第13項でございます。施行日は、公布の日を予定してございます。

なお、改正部分につきましては、福祉保険委員会資料No.75、国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表を提出させていただいておりますので、御確認くださいようお願い申し上げます。以上が、国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の内容でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【石井めぐみ委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。中谷委員。

○【中谷絢子委員】 資料No.75の3ページ目の出産被保険者に係る届出についてのところなんですけれども、提出が、氏名、住所、生年月日、個人番号とありますけれども、保険税免除で個人番号を提出する理由を教えてください。

○【高橋保険年金課長】 国民健康保険の届出におきましては、一般的に届出の際には、個人番号等を頂戴する形になってはいるんですけれども、他の申請と同様に、実際の運用上では特に記載がなくても、私どものほうで国民健康保険のシステムのほうで個人番号を確認できますので、そちらのほうを補記させていただく形で運用する形になるかと思っております。以上です。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



## 議題(8) 第109号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算(第7号)案

### (歳入のうち所管する部分、民生費)

○【石井めぐみ委員長】 第109号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第7号)案のうち、福祉保険委員会が所管する歳入、民生費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第109号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第7号)案のうち、福祉保険委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。初めに、歳入について御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の補正予算に対応し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費です。国の経済対策に基づき、低所得者世帯を対象に1世帯当たり7万円の給付を行うことに伴い、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【石井めぐみ委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。香西委員。

○【香西貴弘委員】 ページで言えば15ページですかね。第7号案の15ページのほうで、まず、今回の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について、対象世帯を恐らく1万世帯と見込んでいるのかなと思うんですが、間違いはないかということと、あと、これ1回で、これで全ての対象者にしっかりと手当てすることができるということだと思うんですが、一応、念のため確認したいと思います。

○【小鷹福祉総務課長】 お答えいたします。まず、今回の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の対象世帯の考え方ですが、12月1日時点で国立市に住民票があり、令和5年度住民税均等割が非課税の世帯ということで、1万世帯を見込んでいます。

また、1回で全員に配れるかということですが、今般、報道等で示されております住民税均等割のみ課税されている世帯へ10万円を給付するという、報道ベースですが情報がございまして、こちらにつきましては、まだ国のほうから詳細な通知は来ておりませんので、今後そういった方たちに配られる可能性もあるのかなと考えているところでございます。以上でございます。

○【香西貴弘委員】 分かりました。丁寧にありがとうございます。あと、この7万円の前に、実は前回3万円の給付ということを実施していただいたと。その延長でということなのかなとも思うんですが、ただ、そのときとちょっと違うということですかね、相違、対象から除外される方もいらっしゃるのかなと思うんですが、そうした状況、また、どうしてそうなるのかという考え方とございますか、



そういったことについてお伺いしておきたいと思います。

○【小鷹福祉総務課長】 お答えいたします。まず、前回3万円の給付金と大きく違うところと致しまして、まず基準日としては、前回3万円給付金は6月1日でしたが、今回7万円の給付金は12月1日ということでございます。

また、対象世帯の考え方についてですが、前は均等割非課税の世帯という形で、市外の課税の方に扶養されている方も対象にして構わないと。自治体の判断で構わないということで国のほうからございましたので、そういった世帯。例えば、国立市内でおひとり暮らししている大学生が、市外の親御さんに扶養されている場合も対象とさせていただいておりましたが、今回、これも報道ベースですが、4万円の減税というところが、課税者の方、また被扶養者の方についても及ぶというところですので、国のほうからは、市外の課税者に扶養されている方のみで構成されている世帯につきましては、7万円の給付金から基本的には除外する考え方をするというふうに示されているところでございます。以上でございます。

○【香西貴弘委員】 あと、家計急変者ということに関しても、その辺りも一応、念のためお聞きしたいと思います。

○【小鷹福祉総務課長】 3万円の給付金のときは、家計急変——住民税は課税されているんだけど、直近の収入が落ち込んでしまい非課税世帯相当の収入になった方を指しますが——も対象にしていたところがございます。今回につきましては、控えている4万円減税との兼ね合いをどういうふうに整理するかというところで、国と今調整といいますか、国の通知を待っているところですので、現在、そこを対象とするかどうか検討させていただいているところがございます。ちなみに、3万円の給付金を行った際に、家計急変の世帯は39世帯の方が申請を頂いておりました。以上でございます。

○【香西貴弘委員】 承知いたしました。あと、生活保護制度の下の被保護者の方々、これ、前回の収入認定に当たっては、この給付金の支給は収入として認定されないという方針だったと思うんですが、それも変わらないということによろしいでしょうか。

○【小鷹福祉総務課長】 国のほうから明確にQ&Aで示されているわけではないんですが、前回と同じ考え方でいけば、こちらの給付金については収入認定から除外されると、そういう考え方でよろしいかと思います。

○【香西貴弘委員】 あと、できる限り急いで給付をとということを政府のほうは述べていますが、場合によっては、年度を越えての給付という方も中にはいらっしゃるのかなと思うんですが、そういったことは可能ということによろしいのでしょうか。

○【小鷹福祉総務課長】 まず、今回の給付金につきましては、既に3万円を受け取った世帯の方、もしくは6月1日から12月1日の間に転入をされてきて他市で3万円を受け取った方、もしくは課税の決定の中で新たに非課税になった方など、様々な世帯の方がいらっしゃると思います。まず、3万円の給付金を既に国立市で受け取った方につきましては、こちらで口座情報が分かっておりますので、できるだけ速やかにその方たちに給付ができるように準備をさせていただいているところでございます。

一方で、こちらで新しく申請といいますか、新しく対象になった方などは、こちらの確認作業ですとか、御本人から口座情報の提出等が必要でございますので、できるだけ申請期間は長く設けたいとは思っていますが、基本的には年度内で給付金の申請、手続については完了したいなというところで今準備を進めているところでございます。以上でございます。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。関口委員。

○【関口博委員】 本案なんですけれども、重点支援給付は大事な給付であるんですけども、本委員会の所管でないところで根本的に認め難いというところがあるので、本議案については反対と。

○【香西貴弘委員】 第109号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第7号)案について、賛成の立場で討論いたします。これは、去る11月29日に2023年度の補正予算で国において成立した、国会において成立いたしました、いわゆる政府の総合経済対策、その一環として組まれているものであるというふうにまず認識をしております。特に、今後の所得税減税に向けての、定額減税に向けての実施、また、その前にまず、目下、急いで給付を必要とされている方々、特に低所得世帯等の皆様への給付、これに関しましては、それに先駆けて行っていくということで、今まさにこれが先行実施されようということだと思います。現に、これまでの物価高騰において最も影響を受けている方々、そうした方々からの声というのも多く聞いているところがございます。生活者の負担軽減に向けて、ここはしっかりと一日も早くお手元に届けていく、こうしたことがまず求められているのではないかと思います。賛成を致します。

○【石井伸之委員】 本補正予算案に対しては、賛成の立場で討論いたします。何といたしましても、低所得者の方々が物価高騰等で大変な思いをされている。その点に対して、政府・与党としても、少しでもそういった方々に対して、家計に対して少しでも支援をしていきたい。そういった思いから政府・与党と致しまして、この支援に向かったものと聞いております。そういった中で、12月1日基準日という形で、来年の1月末から2月頭頃に給付に向けて努力をしていくといった、そういった状況も聞いているところがございますので、できるだけ早く対象の方々にこの7万円をお届けすることができるように、ぜひともよろしくお願いを致します。

また、こういった情報、これは可決した後になるかと思いますが、そういった情報提供につきましても、対象の方に届けていただきますようお願いを致します。特にやはり年度末に向かってどうしてもお金が必要な時期になりますので、そういった意味においても、適切な情報提供を行っていただきますようお願いを致しまして、本補正予算、賛成と致します。以上です。

○【中谷絢子委員】 こちらの補正は、ほかの委員会にかかっている案件で反対があるため、反対討論と致します。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで御退席をしていただいて結構です。



報告事項(1) 富士見台2丁目遺贈地・遺贈建物利用者募集に係る公募型プロポーザルの実施について

て

○【石井めぐみ委員長】 それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)富士見台2丁目遺贈地・遺贈建物利用者募集に係る公募型プロポーザルの実施についてに入ります。

当局から報告を願います。高齢者支援課長。

○【馬場高齢者支援課長】 それでは、皆様に配付させていただいております福祉保険委員会資料No.76、こちらに沿って報告をさせていただきます。富士見台2丁目遺贈地・遺贈建物利用者募集に係る公募型プロポーザルの実施について。国立市では、平成27年に遺贈を受けた富士見台2丁目38番地の12の土地及び建物、こちらは「ひらや照らす」という愛称を公募によってつけさせていただいております。こちらのひらや照らすについて、老人福祉に役立ててほしいという遺贈者の意思を尊重し、高齢者のための居場所づくり事業の一環として活用してまいりました。

当該活用に当たりまして、市と利用団体との間で使用貸借契約を締結しており、この契約が令和6年3月31日で期間満了となるため、令和6年度以降の利用団体を令和5年度中に選定する必要があり、選定に当たっては、介護保険法に基づく、第一号通所事業による居場所づくり事業に見合った、よりよい提案及び活動が期待できることが要件となっております。つきましては、候補団体を広く募集できるプロポーザル方式を採用し、以下に示しております条件のように利用団体を選定することと致しました。

まず、事業名称としましては、通所型サービスBによる富士見台2丁目居場所づくり事業。この事業の概要と致しましては、住民主体の通所型サービスBとして、地域の高齢者を中心とした世代が通い、集うことで地域における見守りや交流機会の創出などを目指す事業でございます。

続きまして、裏面に参ります。利用の対象と致しましては、高齢者を中心として、年代を問わず、どなたでも利用することが可能と規定してございます。そして、その事業を運営する主体につきまして、運営については、地域での活動をしている、または活動を予定している高齢者を中心とした地域住民等で組織された団体が行うものとし、住民主体による通所型サービスBとして、自ら企画立案し、自主的な活動を求めるといったところでございます。

そして、候補団体の選定と致しましては、プレゼンテーション及び質疑応答による総合的な評価を行う第二次審査を、12月15日、明日でございます、金曜日開催の国立市介護保険運営協議会にて実施予定でございます。その後、決定に係る各種事務手続を行う予定でございます。決定した後の利用団体との契約につきましては、こちらに書いてございます。市とプロポーザルにより選定された団体との間で、3年間、ひらや照らすの利用に係る契約を締結する予定でございます。当該契約は無償の契約を予定してございます。財産の無償貸与は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会での議決を必要とする議決事項となっております。

活動に対する補助。この活動に対しましては、介護保険特別会計から補助を出す形を取っております。住民主体による通所型サービスBとして、年額36万円を上限とする当該活動に係る水道光熱費と通信費への補助のほか、年額30万円を上限として当該活動に係る事務費に対して補助金を交付するということになってございます。以上、雑駁ではございますが、富士見台2丁目遺贈地・遺贈建物利用者募集に係る公募型プロポーザルの実施について報告させていただきました。以上でございます。

○【石井めぐみ委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。望月委員。

○【望月健一委員】 この公募型のプロポーザルを行うことに関しては、何ら問題はありません。先

ほどの介護保険の補正で要望させていただきます。これ市民からの要望で、こういった地域型の施設、ひらや照らすみたいな施設を市内各所でつくってほしいという要望を様々な方から受けている状況にあります。市の今後の方向性を教えてください。

○【馬場高齢者支援課長】 通いの場の今後の整備等の方針ということでございます。お答えいたします。今現在、介護保険事業計画、そして高齢者保健福祉計画を一体のものとして国立市地域包括ケア計画の策定をするべく、介護保険運営協議会にていろいろ御審議を頂いている最中でございますが、その審議の中でも市民の活動における通える場所、集える場所、居場所がどうしても必要である、重要であるといった意見が集約されているといったことがございますので、介護保険特別会計の範囲でということになるかとは思いますが、なるべく多世代も交流できるような居場所づくりについて、今後、積極的に整備を進めていくという方向で動いていきたいと所管課としては考えてございます。以上でございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。私としても積極的に動いてほしいなと思います。様々調整しなければいけないことはあると思うんですが、担当課も御苦労されている部分はあると思いますが、ぜひともやっていただきたいと思います。この辺り、市長としてのお考え方は何かありますか。

○【永見市長】 市内8.15平方キロと大きくないわけですが、高齢期になって多世代が交流できる空間があることによって、いつまでも住み慣れた地域で、元気にいう言葉はよくないですけども、張りを持って生活をする、そういうことが非常に重要になる。要するに気軽に集える場が地域にあるということは極めて重要なことだと思っております。今、ひらや照らす、私も近いですから時々は見るんですけども、相当広範囲の方がお越しいただいております。1つのモデルとしてはいいんですが、ああいう形のもがそれぞれ地域ごとに、地域住民の主体的な集まりの中でできる環境というのをどうそろえていくかということは非常に重要だと思っております。

他市の例というか、ちょっと都心部より、東京より少し離れたところへ行きますと、国立なんかよりももう少し空き家といいますか、地域の中にそういう活用可能な空間が結果的にできている関係で、そういう場所を活用して集える空間をつくっていると。それが健康づくりへ結びついているという事例をたくさん存じ上げておりますので、ただし、そのときに漫然とどうぞというわけではなくて、そこに何か仕掛けを考えていただいたり、あるいは一緒になって活動して下さったりする、多世代の方の力も必要になってくると思いますので、様々なシニアカレッジであるとか、そういう人材の育成みたいなことも含めながら、地域ごとにそういうものが自主的に活動できるような、そんな空間ができたらいいな、そういうことを少し求めていきたいと思っております。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。まさに市長がおっしゃるとおりで、核となる人材を様々なところから要請、もともといらっしゃると思うんですけど、そういった方たちの御協力を求めていると思います。

昨日もとある市内のそういった通いの場というか、居場所ですね。小学生と御高齢の方が集う場に行ってきました、その高齢者からお話を伺ったんですけども、御近所なんですけれども、歩いてくるのに30分かかりますよみたいな話を伺って、でもいらっしゃるんですね。その場において、和服の余った布地を使いながらコースターをずっと作っている高齢者とかいて、その脇には小学生がいる。様々なお話が自然に生まれてくる。そういった場をできれば市内各所で仕掛けながらつくっていただけることをお願いいたします。以上です。

○【関口博委員】 1点だけ。補助金が介護保険特別会計から出るということなんでしょうけども、地域

支援事業のほうから出るんですか、これは。

○【馬場高齢者支援課長】 お答えします。地域支援事業費から出させていただきます。

○【石井伸之委員】 説明ありがとうございます。陳情12号の方々のような方がこういった場、利用できる利用できない等はあるかと思うんですが、そういった方々に対して、利用できるできないも含めて御検討というのはいかがでしょうか。

○【馬場高齢者支援課長】 お答えします。基本的にはどなたが来ていただいてもいいよという事で、こちらのひらや照らすは運営していただいているわけですが、たまたまこちらの活動時間が午後4時までとなっております、近隣の方とのお約束というところもございますので、先ほどの陳情12号とすり合わせたときには、ちょっと時間が早いのかなというふうには感じてございます。以上でございます。

○【石井伸之委員】 ありがとうございます。承知いたしました。ぜひ近隣の方々とうまく仲よくやっていた中で、また、ひらや照らすの活動がよりよいものになっていくことを願っております。

つい先日なんですけれども、私、代田橋にある「いせやほり」という古民家で行われた朗読劇をちょっと見に行ったんですけれども、まさにひらや照らすのような場所が朗読劇の会場として使われておりまして、非常に文化の風香るような場所でした。こういった古民家というのは、様々な形で使える場所なんだと感じた次第でございます。朗読劇だけではなくて、例えばコンサート会場であったりとか、いろいろな文化を伝える場所というような形でも様々な芸術活動、そういったものも受け入れる場所という形で、さらにこの場所が発展的に活用されることを祈っております。

また、先ほど望月委員からお話しありまして、ぜひ国立市内各所でこういった場所が設置されることを願っておりますので、また、今後とも担当当局の皆様には御努力のほうをお願いいたします。以上です。

○【中谷絢子委員】 私も先日こちらのひらや照らすのほうにお邪魔させていただいたんですけれども、本当に人のぬくもりを感じるような、ただいまって帰りたくなるような、思わずただいまと言っちゃうような場所なんです。すごくぬくもりを感じますし、誰もが集えるというところでは、例えば子育て中であっても、介護をする側の方であっても、先ほどの陳情12号の方もそうですけれども、そういったケアをする方々が集ったり、ケアをされる側が集ったりというところで、1人にならない、人が集うという場所ではすごく大切な場所だなと思っております。この場所を今後も守っていただきたい。また、こういう形で拡充していくためにも、空き家をぜひ場所の提供として、集う仕掛けをしながら拡大して行ってほしいなと望んでおります。以上です。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)富士見台2丁目遺贈地・遺贈建物利用者募集に係る公募型プロポーザルの実施についてを終わります。



#### 報告事項(2) (仮) 国立市健康まちづくりプラン (素案) について

○【石井めぐみ委員長】 報告事項(2) (仮) 国立市健康まちづくりプラン (素案) についてに入ります。

当局から報告を願います。健康まちづくり戦略室長。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 それでは、福祉保険委員会資料No.64、No.65を御覧ください。

(仮称) 国立市健康まちづくりプラン素案について御説明させていただきます。こちらのほうは前半、国立市健康まちづくり戦略基本方針を記載しておりまして、16ページからプランの素案になってございます。プランの策定の趣旨から御説明させていただきます。

ソーシャル・インクルージョンの理念の下、まちづくりの根幹にウエルビーイングを据え目指すまちの姿を著した「国立市健康まちづくり戦略基本方針」を令和4年度に策定いたしました。(仮称) 国立市健康まちづくりプランは、この基本方針に基づき、今後の重点的な取組と評価指標を示すものです。このプランで示す取組は、国立市総合基本計画及び市が策定した様々な関連計画との整合性を図り、関連計画における施策と連携して実施いたします。

次に、国立市が目指す健康まちづくりについて申します。素案の30ページです。こちらのほうは市民が健やかに生活できる持続可能な総合的なまちづくりを推進し、市民の幸福感の向上、定住志向の維持とともに、新しく国立市に移住したいと思う人の増加を目指します。

目指すまちの姿と致しましては、基本方針にも掲載させていただきましたが、市民一人一人が可能性を高めきりと輝けるまちを目指していきます。

プランの総合的な指標でございます。同じく30ページに記載させていただきました。健康まちづくり戦略の達成度を測るため、幸福度、満足度及び国立市にずっと住みたいと思う人の割合を総合的な指標と致します。

資料No.64の(4)総合的な指標のところ表で掲載しております。こちらのほうは令和5年度実績値、全国平均値も本文中から掲載させていただいておりますが、これを目標として、維持または向上ということで目指していきます。

同じく資料64番の(5)に行きます。計画の期間と致しまして、素案の31ページに記載させていただいております。国立市総合基本計画第5期基本構想の基本理念を具体化したものであり、第6期基本構想の策定に合わせて令和12年度末までの計画と致します。つまり、令和6年度から12年度までの7年間ということに致しました。

(6)計画の進捗管理でございますが、こちら31ページ、本文中に書いてございますが、関連する事業は、関連計画に示す指標を向上させることを目標に実施するというところでございまして、その事業が市民の幸福度及び満足度に寄与しているかを確認するため、相関関係を見たり、意識調査を継続して今後行って分析していくと考えてございます。

そして、庁内には国立市健康まちづくり戦略庁内検討委員会を設置いたしまして、「計画→事業実施→評価→改善」、PDCAサイクルを繰り返しながら、市民の幸福度及び満足度の向上に向けて全庁で連携して行っています。

裏面に移りまして、(7)健康まちづくり戦略で目指すべき3つの方向性とこれからの取組及び主観指標でございますが、こちら基本方針にも述べさせていただいております3つの方向性がそれぞれありまして、「つながり、集えるまち」、「楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」、「多様で豊かな食と文化を志向するまち」ということで、ページ数が記載されているようなことで掲載しております。関連する事業一覧表もつけさせていただいております。こちらは各課に依頼いたしまして、表として掲載しているところでございます。

59ページからは資料をそろそろつけさせていただいております。

今後の予定なんですけれども、1月に説明会、パブリックコメントを実施いたしまして、今年度末までにプランを作成していくということで考えてございます。雑駁ですが、説明は以上でございます。

○【石井めぐみ委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。望月委員。

○【望月健一委員】 何点かお尋ねいたします。端的にお尋ねしますので、よろしく申し上げます。まず、こちらの調査を行ったということなんですけれども、こちらの調査を行った上での当局側の受け止めというか、他市との比較などの当局側の受け止めというのは何かありますか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 今年度、調査を行わせていただきまして、肌感覚で感じていたものが数値化されたかなというふうなことがまず1つございます。それは、国立市民の方の意識調査として、幸福度、満足度、それが高いということ、それに強く相関関係があるものということで地域の雰囲気ですとか、自分のことを好ましく感じるですとか、子供たちがいきいきと暮らせるというようなこと、そういった項目が高く出てきているというところで、今後も維持・向上させていきたいと思っているところです。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。国立市全体としては、いわゆる満足度、幸福度というのは高い傾向にあるということが分かりました。それでは、地区ごとの傾向も同様の傾向にあるのでしょうか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 地区ごとなんですけれども、今回、716名の方に回答いただいております。この数なんですけれども、それぞれの地区ごとに分けて把握しておりますけれども、やはり数のばらつきというのがございます。そういったところから一概に地区ごとでこういう特徴があるというふうなことを表していくのはまだ早いかないというところがございます。今後もこの調査のほうは続けさせていただきたいと思っております。

○【望月健一委員】 できれば本調査を地区ごとの傾向、そして満足度、幸福度、ウェルビーイングの満足度が分かるような母数で行っていただきたいと思えます。なぜなら、例えば地区ごとの課題は異なると思うんです。ある地域においては交通の課題があり、ある地域においては高齢化の問題がある。それぞれの地域、例えば富士見台と谷保地域、それぞれ違うと思えます。例えば北地域においてもそれぞれ違うと思えます。それを政策に生かしていくべきかなと思っているんです。

例えば、私も一般質問などで市民の皆様の御要望を挙げさせていただきますけど、その母数というのはイコール1だったりするわけです。それが地域全体の要望を表しているかというのは、なかなかはかり切れないところがありながらも、これは市民の皆様の大切な要望などでしっかりと議会には上げさせていただく。一方で、地域全体、例えば富士見台地域全体としては、その要望とずれたところにもしかしたら本当の要望があるかもしれないじゃないですか。それを疑いながら、最近、一般質問とかさせていただいているんですけども、我々市政に関係する者としては、地域ごとの課題を整理しながら、こういった課題がその調査の中で正しい母数というか、統計学上ある程度傾向が見えるような母数の中で行いながら、地区ごとの傾向、満足、ウェルビーイングを知って政策に生かしていただきたいと思うんですが、まずは担当課の受け止めに伺います。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 質疑委員さんがおっしゃるように、様々な視点で捉えていく必要があるのかなと思っております。つまり、全体的に捉える視点、あるいは個人の視点というところ、そしてもう一点、推移を見ていくというところが大事なのかなと思っております。庁内の検討会のほうも今後も進めていきますので、そういったことを大事にしながら検討していきたいと思っております。

○【望月健一委員】 おっしゃるとおりで、まさに推移を確かめることが大切だと私も思います。ある政策を実現した場合に、実施前と実施後でどう満足度が変わったのか。そういった傾向を見ること

はとても大切だと思います。

改めて市長か副市長にお尋ねしますが、しっかりと母数を確保した上でのウエルビーイングの調査を行うべきと考えますが、いかがですか。

○【永見市長】 おっしゃるとおりだと思います。今回の調査、初めてこの調査をやって地域ごとの傾向というのが出てまいりましたが、今おっしゃったように母数が足りないために調査の信頼性、評価できる調査数に達していないことから、ある意味でいうと公表しなかった部分がございます。間違っている可能性が多分にありますから。ただし、肌身感覚で感じている部分とやっぱりそうかなと思う部分も多々あったことも事実でございます。

したがって、その地域が抱えているウエルビーイング、満足度、私ここに住んでて本当によかったんだ、幸せだったんだと思う数が例えば少ないとすれば、どこなんだろうと考えてみますと、当然のことながら、それは新しい政策課題がそこから見えてくる。おっしゃるとおりだと思います。ですから、今後、推移の中で地域ごとの特性が把握できるような、そういうような母数が確保できるような調査を含めて、今後の対応とか考えてまいりたいと思います。

○【望月健一委員】 よろしく申し上げます。以上です。

○【香西貴弘委員】 さきの委員とのやり取りの中でも触れていただいておりました総合的な指標のところ、本人の幸福度、地域における満足度、国立市にずっと住み続けたいと思う人の割合というところで、比較的全国平均よりは高いということが分かったというところで、ただ、その数値の信頼性がどうなのかという話なんでしょうか。あと地域性を含めての部分ということ、ああなるほどと私自身も今思いました。

私が若干触れたいのは、目標値について維持または向上というところですが、どうなんですか。維持または向上って目標値なんですかね。ごめんなさい、私は単純にすごく短絡的に思っちゃうんですが、やっぱり高みを目指さないと維持すら困難ということってよくある話じゃないかなと私は思うんですが。ここは、もちろん地域ごとに幸福という焦点を当てながら、実際は地域ごとに当てていくんでしょうけれども、総合的にはこれが向上というところを、高みを目指していくというところがなければ、より今の全国平均でいいというところすら守れないのではないかなということはあるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 御意見ありがとうございます。こちらのほうの文言なんですけれども、全国平均より高い値で出ているというところで、本当はおっしゃるとおり、心のほうは向上、もっともっとという気持ちはみんな持っているんですけども、数字で見たときに、これが0.1下がった場合はどうかなとか、ちょっと瑣末なことかもしれませんがございまして、十分高い値でありますから、これは維持しなければいけない。さらに高くというような気持ちで書かせていただいています。

○【香西貴弘委員】 マストであると。さらなる高みを目指してという、そういうことでよろしいんですかね。では、前向きに捉えさせていただきます。分かりました。ありがとうございます。

○【住友珠美委員】 私、一般質問でも言ったんですけど、健康まちづくりというのが、自分がちょっとどうなんだろう、みんなで健康になるのはというところがあって、すごく自分自身がちょっと運動とかが苦手だったりするので、ウォーカブルなまちか、歩かないといけないのかなとか思いながらいたりとか、そういうちょっと気分があったんですけども。それで、確かに健康って必要だし、そこが何でまちづくりとつなげていくのかなというのをすごく、いろいろな疑問がありながら、この戦



略を見ているところなんですけど、まだ自分の中でどう評価していいのかが分からないところがあるんですけども、ただ、目標を持って行っていく際に、どこをもって目標値が達成できたとか、そういう評価というのはどういうふうにしていくのか。その辺について、すごくざっくりした言い方で申し訳ないんですけども、みんなで健康になったからだよというのか、よく分からないんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 まず、健康という意味合いなんですけれども、もちろん身体的でありますとか、精神的でありますとかなんですけれども、それプラス社会的なものでありますとか、広く捉えていただくというところで、英語で言えばウェルビーイングということを目指して向上させていくということを考えているんですけども、なかなかちょっと片仮名用語も長いので、健康ということで広く大きく捉えていただくというところが1つございます。

今までは何時間歩いていますとか、何歩歩いていますとか、そういうような数値化の指標というのが多かったかと思うんですけども、今回から取っているのは主観的な値、数値化しているところです。例えば幸福度でありますとか、満足度でありますとか、自分の地域のことだとか、身の回りのことだとか、そういったものをどう捉えているかというようなところを、内面を数値化させていただいているというところでございます。主観的なものなので、一過性で高い値が出るということも考えられますので、継続して推移を見ていかなければいけないとは思っておりますが、相関関係があるような事柄がある程度分かってきていますので、そういったサイドからもいろいろな事業展開ができるのかなと思っております。何年か見てから、また総括させていただければと思っております。

○【住友珠美委員】 今、課長おっしゃるように何年か見ながら、これはまちの土台になる話なのかなと思っておりますので、何年か見ながら、どこが総括していくのかということも出てくるかなと思いますし、先ほど来から出ています、総合的な指標でいうと全国平均よりも高いというのは、確かにこのまちに暮らしてみると、小さいまちであるがゆえに住みやすいというのはすごく感じる場所ですし、北と南と顔が住んでいる方も違いますし、地域性がすごくあると思うところです。多分、地域性があるから、先ほどの望月委員ではないですけども、どういうところが地域の幸福度が上がっているのかということも、私もしっかりこれは見ていく必要があるのかなと思います。例えば国立駅前の近くの西地域、中地域の方の幸福度というのはどういうものか、ウェルビーイングというのがどういうものか、谷保地域の方のウェルビーイングはどういうものか、この検討もなされるべきかなということをお願いしまして、終わります。

○【葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長】 今、指標のほうとか幸福度ですとか、満足度ということで説明させていただいているんですけども、なかなか具体的にというのが落ちないと、自分はどこを目指せばいいかという、質疑委員がおっしゃるとおりだと思うんです。今回の資料の中の74ページ、75ページに、ちょっと字が細かいんですけども、例えば74ページを見ていただきますと、幸福度、これが国立市は高いですよというところを示しているんですが、具体的に一つ一つを、こういった項目をお答えいただいている、そういうふうに見えるかというところで評価しています。例えば一番高いところが、精神的に健康な状態ですとか、自分のことを好ましく感じる、それから左のほう、自宅には、心地のいい居場所がある、高いほうから、地域の雰囲気は、自分にとって心地よいということで、もっと細かく見ていくと、例えば医療機関が充実しているとか、介護・福祉サービスが受けやすいかという、ここに30項目ぐらいございますか、こういったこと一つ一つが皆さんにとってどうかというのを総合的にお示しして、幸福度ですね。

75ページを見ていただきますと、こちらは満足度。じゃあ満足度って何ですかというところになるんですが、こちら細かい指標がございまして、先ほど言った地域の雰囲気は、自分にとって心地よいが一番高く、次に地域に対して愛着を持っている、国立市が好きだということになると思うんですけども、そういったことですか、子供たちがいきいきと暮らせる、これが具体的に書かせていただいている内容なんですけど、それ以外にも多々ここに書いてある内容、こちらのほうを総合的に見ているので、こういったことが満足度に置き換えられるというか、そういうところにつながると見ていただければ幸いです。説明がなかなか、こういったことが市民の皆さんに、こちらは市民の皆さんに届けたい内容ですので、こういった説明を加えながら、私たちはこれから意見を聞いたりですか、これで終わりではなく、このプランをどんどん進化させていきたいと思っておりますので、また、御意見がございましたらお寄せいただければと思います。

○【大川健康福祉部長】 ちょっと補足的なんですけど、単に精神的にとか、身体的にとか、その辺の健康度が高いように、幸福度と関連しているようにデータとしては見えるんですけど、そこを行政がこだわっているわけではなくて、あくまでも地域がどのような在り方になっていくのか。その地域に住む皆さんがどういうふうな過ごし方をすれば、皆さんにとって幸福なのかということをいろいろな項目で総合的に考えていくと、そういう意味ですので、そこは市民の皆さんにも誤解のないように行政のほうから説明をしていきたいと思えます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。すごく腑に落ちたというか、今、お二人の部長さんがおっしゃっていて、ていうか私健康にならなきゃいけないというのがどうも、アンチ健康なので、申し訳ない。おいしいものを食べて、幸福度は高いと思っています、自分の中では。国立に住んで幸福度は高いんだけど、健康という面でどういうふうに自分の中で折り合いをつけたらいいんだろうと思っているものですから、今のとても腑に落ちました。ありがとうございます。

○【中谷絢子委員】 幾つか質疑させてください。まず、健康まちづくりプランというのは、子供から大人、高齢者まで人間の行動力というのが主体となるものだと私は考えていて、その中で、まず、ここを開くと、3ページ目の「はじめに」のところなんですけれども、ここは何が載ってくるのかなというのと、国立市健康まちづくり戦略基本方針の中の資料としてまちづくりプラン素案が入っているんですけども、これは必ずセットでしておくものなのか。別々にこれが今後動いていくものなのかということをお聞かせください。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 まず、3ページの「はじめに」、こちらのほうはプランが完成いたしましたら、市長の挨拶文とか文章がいろいろ、このものにかける思いを込めて書かせていただくというような形で考えてございます。

そして、基本方針とプランの素案を一緒にしたというのは、基本方針でどうしてこれを取り上げてやっていくのか、どういうものを目指しているのかということをお伝えしたくて先に載せさせていただいております。プランでも同じことを書けば1冊で済むのかもしれないのですが、繰り返し書くというよりは、基本方針のほうから、ついこの前できたものなので見ていただいて、思いが伝わればよいなというところはございます。

○【中谷絢子委員】 これは必ずセットで動いていくというものでよろしいですね。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 基本方針と素案のほうを一体的に捉えてやっていくというところでございます。

○【中谷絢子委員】 ありがとうございます。分かりました。もう一点、最後に、74ページ、75ペー

ジの先ほどのところなんですけれども、何十項目か並んでいる棒グラフのところの、マイナスのところは74ページだと1項目だけ、地域の人が自分をどう思っているかが気になるというところ、75ページだと同じところが0.05で一番低いポイントになっているんですけれども、ここのところについては、今のところどのようにお考えでしょうか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 74ページ、75ページのグラフでございます。こちらのほうは相関関係を表しているというようなグラフでございます。下のところに米印がございまして、相関係数ということで説明させていただいておりますが、幸福度と、例えば一番左側の医療機関が充実している、この質問項目に関係性があるかというのを表しているものということでございます。つまり、例えば自宅には、心地のいい居場所がある。こちらを答えている人は幸福度が高いというようなことで関係性が見られている。じゃ、どのぐらいの相関係数から相関関係が見られると考えるのかというのは、文章に書いてございますように、0.2から0.4以下は低い正の相関が見られると取っていいということです。0.4を超えるものでしたら相関が見られると言われるような形になっております。

申し上げていませんでしたが、こちらのほうはLWC指標ということで、全国でも調査を何万人という形で取っているものでございます。質問項目のほうも複数のウエルビーイング研究者、国内でも著名な方々が考えて検討して作られておりまして、市町村で調査を行いやすいような質問項目が設定されております。そして全国でも先行調査としては進んでいるんですが、今後も毎年8万人の調査が予定されているというところなんです。全国の自治体でもどんどん採用されて拡大していくというふうなことが見られるというところと、あと一般社団法人スマートシティ・インスティテュート様がいらっしゃるんですけれども、そちらのほうで作られておりますが、無償で市町村向けにこの件に関してワークショップ等研修を行っていただいたりとか、分析の支援を行っていただけるというようなこともございまして、こちらのほうを採用させていただいているというところでございます。

○【関口博委員】 何か今の、質疑の答えになっていないような気がするんですけども、本人が納得したみたいなので。これ作るの大変だったと思うんですけれども、やっぱり分かりにくいんですよ。これ市民の人に読んでもらおうでしょう。我々一生懸命読んでみて、こういうつくりになっているんだろうというのは、我々こういうものを見ているから理解できるというところがあって、けど、いきなり例えばこのプランというところで、総合基本計画に基づき進めているまちづくりとは、18ページ、政策1とか政策2、何だ政策1、政策2って。これ、計画が前にあれば、そこに入っている政策1なんだろうけれども、市民の人、これを一番最初に見たときに、これ何だよ、どこにあるんだよって、いきなりこんなこと、誰が出してきたのというふうな感じになるんですよ、普通感覚では。

例えば、もう1つ、24ページでも、幸福度n=716とかって真ん中にパーンと書いてあるんです。こういう図とか絵とかって視覚的にぱんと入ってくるものでいいものなだけけれども、n=716って何。これかな、回答数かなというのを見ないと分からなくなる。回数数なら回答数と書いておけばいいわけなだけけれども、そういうふうに読んでもらいたいとか、見てもらいたいという視点がちょっと欠けている。これ一生懸命作ったのはよく分かるんですよ、そういうことなんだなって。その後、各事業ごとに各課がこういうことをやりますというのを表に書いてあると。その表を見れば、ウエルビーイングで各課が何をやるんだろうというのが分かるということも読み込んでいくと分かるという。やっぱりこれ、市民の人に分かってもらうのに、今、部長が二人も三人も、市長もやるかなんて言っているぐらいに説明しないと分からないような資料だと、この方針とかプランとかというもののデザイン性というのか、読んでもらいたいとか、見てもらいたいというところの視点をぜひ考えて、そし

でこれだけいいことをやっているのか、こういうことをやろうとしているのかということが分かるように作ってほしいなというのを言っておきます。

さっきの相関関係のところも、いきなり相関係数というのが出てくるし、その前にアンケートがあって、このアンケートと相関関係と何が関係あるんだろうというのも分からないし、皆さんもよくやって一生懸命やっているから、これは相関関係ですと言うけど、相関関係で何が出ているのというのもすぐには分からないというところがあって、前の質問と相関図との関係、これ資料だからそういうものですと言うのであれば、そういうふうに分かるようにしておいてくれればいいんだけど、ぜひデザイン性も含めた書き方、どういうふうに一生懸命作ったものを市民の人たちに見てもらおうかという観点で、ぜひ作ってください。お願いします。

○【石井伸之委員】 関口委員が今言われたこと、私も同感に感じております。例えば9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、この辺りにあるんですけども、既存の取組事例がそれぞれ羅列されているというよりも、例えば多様で豊かな食と文化を志向するまちというものが真ん中にあつたら、その周辺に取組事例があつて、どのようにほかの事例が絡み合っていくのかという形で、そういった図で示したほうが市民の方にとっては、どういった関連があつて、どういった事業が絡み合つて、そしてこうやって横の連携が必要なんだな。じゃあどういった部署がこれからこうやって連携していくんだなとかというふうな形のほうが見やすいと思うんですが、その辺りいかがお考えですか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 今、様々委員さんから御意見を頂きまして、おっしゃるとおりだと思いますので、こちらのほうももう一回ちょっと修正を検討したいと思っております。分かりやすいものにしたいと思います。

○【石井伸之委員】 ありがとうございます。ぜひよろしく願います。SDGsとかも並んでいるのはすごいよく分かるんですね。使いたいという気持ち、本当にすごいよく分かるので、じゃあどういった事業がこのSDGsにどうやって絡んでいって、ここの部分はこういった事業だから、ゴールのこの部分に関連するんだよというほうが子供たちも分かりやすいと思いますので、そういった図をもう少し多用してほしいなと感じておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっと個別に入ってしまうんですけども、68ページにあります問4、あなたの暮らしている地域の人々は、大体において、どれぐらい幸せだと思いますかというところで、実を言うと分からないというところが34.5%、約3分の1を超えている状況にあるというところが非常に興味・関心を持ちました。ということは、分からないということは、つまり、自分の周りであつたり、地域の方々に対して、地域性であつたり、関連であつたり、地域の方々に対してどれだけコミットしているのか。また、そういった地域の方々に対する評価であつたり、思いであつたり、関心であつたり、そういったところが3分の1の分からないという部分に含められているのではないかと感じました。これは私の意見だけにさせていただきます。

そういった中で、満足度評価という中でいろいろ考え方はあるんですけども、「足るを知る」、この言葉が今この世の中で重要な視点かなと感じています。もちろん求めていくという部分は非常に大事な観点かと思うんですけども、実を言うと、ある一定的に平均化されて誰もが使いやすいというところ、そこの部分に関するまちづくりというところを突き詰めていくと、最上級、ベストなというよりも全体的に、平均的に、段差がなくて誰もが安心して歩ける歩道があるとか、1つのベストを求めていくよりも、全体的なベターを求めていくというところも1つ大事な視点かなと感じました。これは私の意見だけにとどめさせていただきます。

そして、一番気になったところは、望月委員と私も一緒にして、最後の74ページと75ページにあります国立市満足度と各質問の相関というところなんですけれども、これは年代別の指標というものはありますでしょうか。

○【橋本健康まちづくり戦略室長】 年代別で出すというところは可能かと思いますが、標本数の関係やら、あるいは回答をどうされているかというところもありますので、トライはできるかと思いますが。

○【石井伸之委員】 分かりました。そうですね、確かに母数の関係で、それが果たして正確にその地域の方々の意見をどこまで反映できるかというのはあると思います。地域別にしたら、またさらに母数が減ってしまいますので、どこまで反映できるかというところはあるんですけども、そういった中で、日常の買物にまったく不便がないというところで0.21なんですけれども、東地域の2丁目、3丁目の辺りにお住まいの方からよく買物行くのは本当に不便なんだよというような声を聞くと、そういった地域の方々にとったら、この0.21という数字はもっと低くなるんじゃないかなと感じる部分もございます。そういった地域特性というものもどこまで反映できるかというところもできればチャレンジしていただければ幸いです。私はこういった取組は非常に重要な取組だと思いますので、まずは市民の方々に分かりやすい、見やすい、受け止めやすい、誰もが分かる、それこそ幼稚園児や小学校の子供さんでも国立市はこういったことを目指しているんだなということが分かるぐらいの気持ちで作っていただければと思います。本当に素晴らしい取組だと感じております。今後ともよろしく願いいたします。以上です。

○【石井めぐみ委員長】 皆様からの御意見を伺いましたので、報告事項(2)（仮）国立市健康まちづくりプラン（素案）についてを終わります。

報告事項(3)があるんですが、ここで休憩を取りますか。それとも続けてやらせて……（「大丈夫だと思います」と呼ぶ者あり）大丈夫ですか。それでは、報告事項(3)を続けてやらせていただきます。



### 報告事項(3) 令和6・7年度の後期高齢者医療保険料について

○【石井めぐみ委員長】 報告事項(3) 令和6・7年度の後期高齢者医療保険料についてに入ります。当局から報告を願います。保険年金課長。

○【高橋保険年金課長】 令和6・7年度の東京都後期高齢者医療保険料につきまして、広域連合から算定案が示されましたので御報告いたします。福祉保険委員会資料No.54、令和6・7年度の後期高齢者医療保険料について（東京都後期高齢者医療広域連合算定案）を提出しておりますので御覧ください。こちらに沿って御説明させていただきます。

まず、資料の左上に、こちら保険料算定の基礎となります被保険者数、医療給付費、被保険者の所得の見込額、収納率等を(1)から(8)までの内容で設定しております。また、令和6年度の保険料から国の医療制度改革の影響を受けて、こちらの保険料のほうにもこの改革の影響が波及してまいります。

その内容と致しまして、(9)として、各医療保険における出産育児一時金につきまして、全世代で子育てを支えていくという観点から、後期高齢者医療保険においても費用を負担することとなり、この点について、2年間で22億7,400万円、1人当たり年640円の保険料増を見込んでおります。

また、(10)と致しまして、後期高齢者負担率につきまして、今回の医療制度改革に伴う負担増分につきまして、所得が低い方への負担増とならないよう所得割で算定することとし、かつ、令和6年度

におきましては、賦課の基となる所得が58万円以下の方には影響が及ばないよう配慮することとされたことから、所得により2種類の高齢者負担率が設定されております。

また、(11)と致しまして、賦課限度額につきまして、現行の66万円が令和6年度は73万円、令和7年度は80万円と大きく引き上げられます。これらの結果、1人当たり保険料は、資料の右上にございますように11万3,774円、現行比で8.5%、8,932円の増となっております。料率と致しましては、均等割が1,300円の増、所得割が年度及び所得の状況で異なりますが、令和6年度の賦課の基となる所得が58万円以下の方は0.25ポイント増の9.74%、58万円を超える方及び令和7年度は0.51ポイント増の10%と見込んでおります。各所得段階ごとの保険料額及び現行との差額につきましては、その下の試算表を御覧ください。

なお、資料の左下にございますが、令和6・7年度の保険料算定におきましても、都独自の4項目の特別対策及び所得割額の独自軽減を行う見込みです。制度上は保険料で賄われる葬祭事業費、審査支払手数料等につきまして、区市町村が負担金を拠出することで保険料率を低く抑えており、この特別対策がない場合は右下の参考欄のと通りの保険料率となります。

今後の保険料率の変動要因としまして、資料左側中段に記載がございますが、後期高齢者負担率及び出産育児一時金に係る拠出額は、今後、国から提示される数値に置き換わります。また、所得係数の基となる全国平均所得額及び均等割額の軽減者判定所得の見直しと併せ、年末に国から数値が提示され、それらを受けて年明けに最終的な改定案が示されます。こちらの改定につきまして、令和6年度第1回市議会定例会にお諮りさせていただき予定となっております。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○【石井めぐみ委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。石井委員。

○【石井伸之委員】 まず、そろそろだんだん小さな文字というのが見えにくくなっていくという方々が我々年代からも非常に多くなってまいりました。そこで、このA4ペラ1枚で、この細かい文字を見るとというのが、非常にだんだんと困難になってくるのではないかなということを見ると、こういったあまりにも細かい表というものはいかがなのかなと感じます。A4裏表に書いてもいいですし、A3という形での表記というものもありますので、こういったところは、住民サービスということを見ると、細かい文字で多くいろいろなものを資料として羅列するというよりも、やはり少しでも高齢者の方々にとっても見やすい文字でということ、よろしくお願いいたします。

そして、後期高齢者医療、今後とも負担がまだまだ増してくる時期なのかなと考えております。そういった中で、やはり我々団塊ジュニアの世代が実際に75歳、その辺りに来るまでこういった負担増というのは続いていくのかなと感じているところなんですけれども、そういった将来的な負担についてはどのようにお考えでしょうか。

○【高橋保険年金課長】 後期高齢者医療保険につきましては、今年度はまず団塊の世代の方の移行、通常の現役世代の保険から後期高齢者医療保険に移る山のピークであると人数的には見て感じております。今後、当然人数的に伸びてはいくんですけども、伸びが若干緩やかになるのかなと。その中で、こういった保険制度を見る中では、医療給付費のほうはずっと伸び続けておまして、できるだけこちらを制度的に公費の負担であったり、現役世代からの支援金であったり、あと被保険者の保険料であったりで賄う形に制度としてなっているところを考えますと、歳出の医療給付費をいかに抑えていくか。また、その公費の支援や現役世代からの負担を、様々な報道等で議題に上がっておりますけれども、そういったところをどのように見ていくかというので変わってくるのかなという

ころがございます。

国のほうでもぜひ勘案してほしいと思うと同時に、現在、市の窓口として被保険者の方と接する中では、やはり後期高齢者医療保険料は負担が重いという声をよく頂くところでございますので、そういった現場感覚につきまして、きちんと広域連合が国のほうに上げていく中で、そういったところを配慮した制度設計を行っていただけるように市としても声を上げていただきたいと思いますと考えております。

○【大川健康福祉部長】 この問題は後期高齢者医療保険だけではなくて、やはり医療保険全体、全体感を持った形での今後というような視点を持っておいたほうがいいんじゃないかとこちらのほうでは考えています。要は国民健康保険でも団塊の世代の方が後期高齢医療へ移行するわけですから、それで社会保険適用拡大によってどんどん社会保険に移行する被保険者も増加すると、そういうことでさらに今よりも国民健康保険のほうにセーフティーネット化していくということが色合いが濃くなってくると。そういうこともありますし、介護保険においても、やはり75歳以上の方が全人口に占める割合が増えるとともに、介護保険に係る給付自体も増えていくというようなことがありますので、その分を誰が担っていくのか。当然御本人が担っていくというような部分もありますけれども、現役世代、若い世代の方が担っていくということもありますので、そういった意味ではやはり保険制度に係る公費の在り方、保険料とか税負担の在り方とか、目下国のほうで検討していますけど、診療報酬とか介護報酬とか、そういった制度全般にわたっての見通しということをややはり我々も見なければいけないと思っています。

具体的にこういうふうにしたら、ああいうふうにしたらというようなことをここで申し上げるまでには至らないんですけども、健康保険の一本化とか統合とか、そういったことは市長会のほうでも議論されているということもありますので、そういったことも含めて、今後よくよく見ながら、市民お一人お一人の状況に応じて、どの程度の負担が実際にあるのかということも見ながら、こちらのほうの制度の中身とその説明を市民の方にもしていくというような観点が重要だと思っております。以上です。

○【石井伸之委員】 課長、部長、ありがとうございます。やはり大局観だけは忘れずに制度設計に向けて、今後どうしても抜本的な改革なりが必要な時期が来るかもしれません。そういったときに備えて、どのような備えをしていくのか。また、現場としてやはりしっかりと国に上げていく部分、その点については地域としての意見、そういったものを取りまとめていただくことを要望いたします。そして、やはり何といても恐らく共通することは、高齢になっても元気に長生きできる、健康寿命と平均寿命をゼロにするということは、そこは間違いない施策だと思いますので、そこは庁内一丸となって今後ともウェルビーイングのまちに向けて努力をお願いいたします。以上です。

○【関口博委員】 今、部長の説明の中で、保険料についての将来的な考え方があるんじゃないかというような形だと思うんだけど、これ税にするという、そういうものというのも検討に入っているんですかね。

○【高橋保険年金課長】 現在のところ、後期高齢者保険料を税として扱うというような話は、私のほうではまだ聞き及んでいないところでございます。以上です。

○【関口博委員】 均等割とか、そういうのを見ていくと、低所得の人たちのほうが相対的に割高になっていくというところがあって、税によって収入の累進課税でやっていくというやり方というのものを考えなければいけないのではないかという議論があるのは確かだと思うんです。私もそうだろうなと思っているんだけど、それは1つそういうのがあるかどうかという確認だけで終わりますけれど

も。

(9)の出産育児一時金の財政影響はというところがあるんですけども、これは後期高齢者医療とこれの関係をもう少し、今いろいろ報道されているけれども、ちゃんと説明していただけませんか。

○【高橋保険年金課長】 この出産育児一時金につきましては、全ての医療保険のスキームで支援をしていこうという形になっておりまして、国民健康保険、それから社会保険、そして後期高齢者医療保険、それぞれで支援金を出し合って出産育児一時金の今回の増分に充てていこうとなっております。その中で、後期高齢者医療保険につきましては、全ての医療保険における後期高齢者保険の保険料の割合が国は3.7%程度とされていたことから、今回の増額8万円のうちの約7%程度を後期高齢者医療保険で負担していこうというところで今回のこの金額を試算したと聞き及んでおります。ですので、今後、全保険における後期高齢者医療保険料の割合が増してくれば、またちょっとこちらのほうから拠出される金額も変わってくるのかなというところでございます。

○【関口博委員】 後期高齢者の医療保険、現役世代の負担割合が大きいとか、そういういろいろな議論がある中で、出産育児一時金についてはいろいろな保険で賄うというやり方で薄めていくというように感じになっているんだろうと思うんですけども、こういうことは現役世代にもちゃんと知らせる必要はあるだろうな。つまり、後期高齢者医療保険料の中にもこういう現役の人たちのものも含まれていますということもちゃんと言わないと、負担感が強くなるんだろうな。本当に負担が大きいというのは分かっている上で、そういうものもちゃんとアナウンスしていかなければいけないんじゃないかなと思っています。以上です。

○【石井めぐみ委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(3)令和6・7年度の後期高齢者医療保険料についてを終わります。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。



○【石井めぐみ委員長】 これをもって福祉保険委員会を散会と致します。

午後3時41分散会



国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年12月14日

福祉保険委員長

石 井 め ぐ み